

第5次寝屋川市地域福祉計画

素案

令和8(2026)年1月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	3
3 計画の策定体制	6
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 基本理念	7
2 施策の方向性と施策の体系	8
3 地域福祉推進圏域の考え方	10
4 地域福祉の担い手と役割	11
第3章 施策の展開	13
方向性1 必要な支援が届く包括的な支援体制づくり	13
方向性2 権利の尊重と擁護	17
方向性3 地域における支え合いの推進	20
方向性4 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり	25
第4章 重層的支援体制整備事業実施計画	28
1 重層的支援体制整備事業について	28
2 本市における取組内容	30
3 関係機関間の一体的な連携について	38
第5章 計画の推進体制及び進行管理	40
1 推進体制	40
2 進行管理	41
参考資料	42

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 地域福祉について

「地域福祉」とは、加齢に伴う心身の不安が多い高齢者や、障害があり生活の自立や社会参加のために支援を必要とする人、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題について、自分たちが住んでいる地域という場所を中心に考え、誰もが安心して自立した生活を送ることができるよう、人々がともに支え合い助け合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組のことをいいます。

この計画では、「地域福祉」について、これまでの地域福祉計画の考え方を継承し、次のように考えます。

誰もが地域とつながりをもって

誰もが、日常の生活、介護、子育て等の様々な場面で“困りごと”が起き、支援を必要とするときも、住み慣れた地域で生活を継続し、つながりをもって暮らしていくことを望みます。

安心して心豊かに暮らせるよう

「安心」できる支え合いの下、主体性と誇りを持ち、「心豊かに」暮らしていきたいと願います。

地域の力を合わせて

公的な制度に基づく取組を土台に、市民、ボランティア、団体、事業者等が、「できること・したいこと」で役割分担しながらお互いに協力し合うことで、一人ひとりの権利を大切に、「自分らしい」生活を実現するためのきめ細かな支援を行います。

地域にあった福祉をつくる

国、大阪府の制度等も利用しながら、地域の様々な力を結集し、寝屋川市の状況や市民の生活に合った福祉の仕組みをつくることです。

地域で生じた様々な課題の解決に、よりきめ細かく対応していくために、本市に関わるすべての人の力をあわせ、「地域福祉」を進めていくことが必要となっています。

(2) 地域福祉計画について

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条を根拠とし、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていけるように、互いに助け合い支え合うような関係づくりを進めるため、市民、地域の関係機関・団体と行政が協働*して進めていくための計画です。

(3) 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化の急速な進行や社会状況の変化に伴い、地域住民の社会的なつながりが希薄化し、支援を必要とする人や生きづらさを感じる人が増加するなど、福祉分野における課題は一層複雑化・多様化・深刻化しています。

国においては、令和2(2020)年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、重層的支援体制整備事業*が明文化されたことで、市町村においては支援機関同士の連携をより円滑にし、早期に必要な支援を提供できる環境や体制を整える取組が求められています。

また、コロナ禍には孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となり、社会生活において孤独を覚える又は孤立していることにより、心身に影響を受けている人も存在していることから、令和6(2024)年に「孤独・孤立対策推進法」が施行されています。

大阪府においては、令和6(2024)年に「第5期大阪府地域福祉支援計画」を策定し、計画のめざすビジョンを「誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会」「地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会」「あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会」とし、制度の狭間*の問題や分野横断的な課題等について地域全体で支え合うことをめざす包括的な支援体制の整備に総合的に取り組んでいます。

本市においても、地域福祉を取り巻く社会の動きや国・大阪府の動向、これまでの取組の成果、市民ニーズの変化等を踏まえ、地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方と施策の方向性を示すものとして、「第5次寝屋川市地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 計画の位置づけと期間

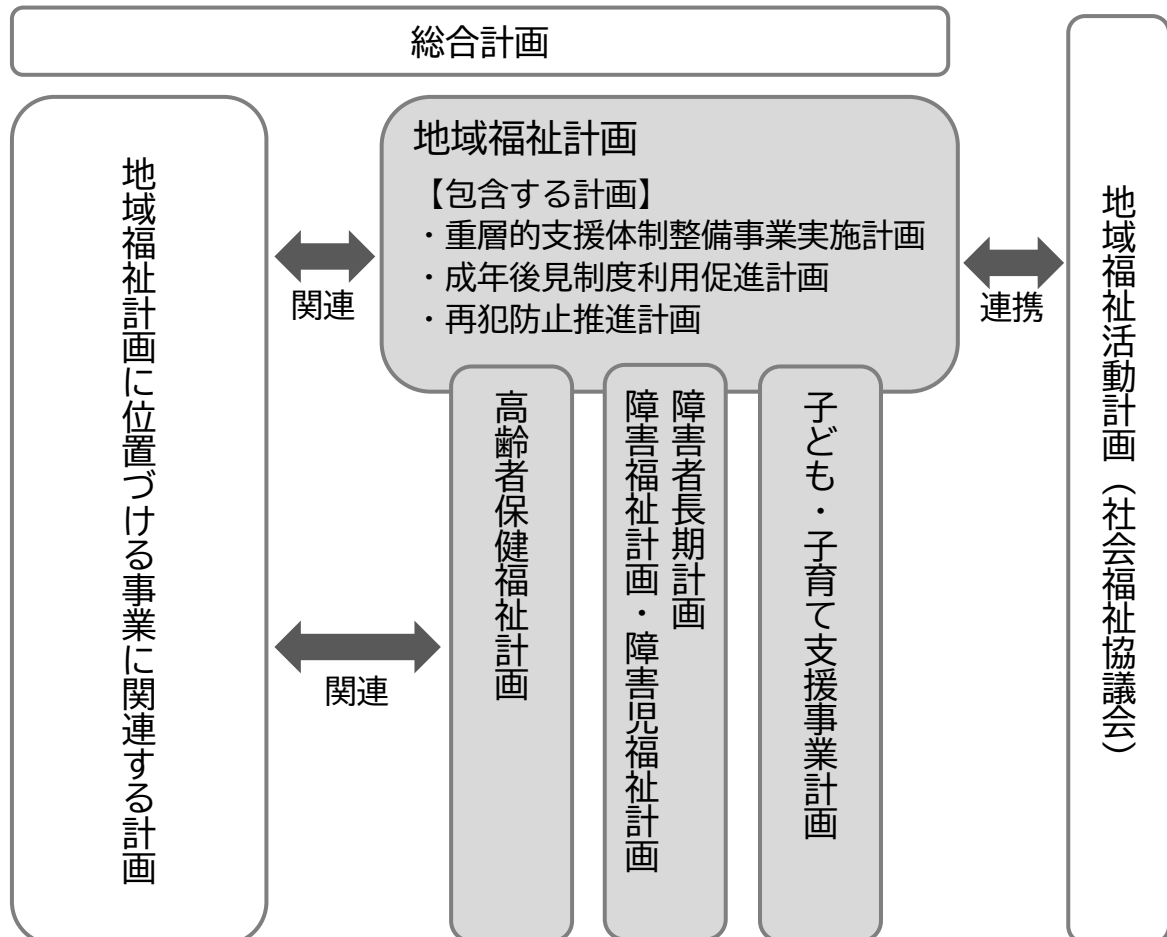
(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法に基づき策定し、「第六次寝屋川市総合計画（第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略）」における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画、また各福祉分野の上位計画として、地域福祉の視点から共通する取組や今後の施策を展開していく上での方向性や基本事項を定めます。

また、本計画では、地域福祉を推進するにあたって重要なこと、各分野に共通する課題についての取組、今後の施策の方向性など、基本的なあり方について提示することとします。

あわせて、本計画には、「社会福祉法」に基づき策定する「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見の利用の促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度利用促進計画」、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定する「再犯防止推進計画」を包含するものとします。

■本計画の位置づけ



(2) SDGs 達成への貢献

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国際社会の共通の目標として、2030年を期限とする「持続可能な開発目標 (SDGs)」が示されました。

「持続可能」とは「人間が地球に住み続けることができること」であり、「開発」とは「より良い世界をつくること」です。

SDGsでは、持続可能な世界を実現するために、「すべての人に健康と福祉を」や「質の高い教育をみんなに」のほか、「人や国の不平等をなくそう」など17の目標（世界がめざす姿）と、具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGs達成に向け、一人ひとりができることをしっかりと考え、一歩踏み出す姿勢が求められています。



SDGsの推進は、本計画と同じ方向を示すものであることから、本計画の着実な推進を通して、SDGsの達成に貢献します。

■本計画が主に関連するSDGs目標



(3) 計画の期間

本計画は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間とします。

■本計画期間

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
第4次寝屋川市地域福祉計画					第5次寝屋川市地域福祉計画				

3 計画の策定体制

(1) 計画策定組織

本計画の策定にあたり、本市の地域福祉施策の基本的な方向性を確認するとともに、市民・団体・関係機関などの代表者、学識経験者などで構成される「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」で本計画案を検討しました。

また、「寝屋川市社会福祉審議会」から、本計画案に対する意見を受けました。

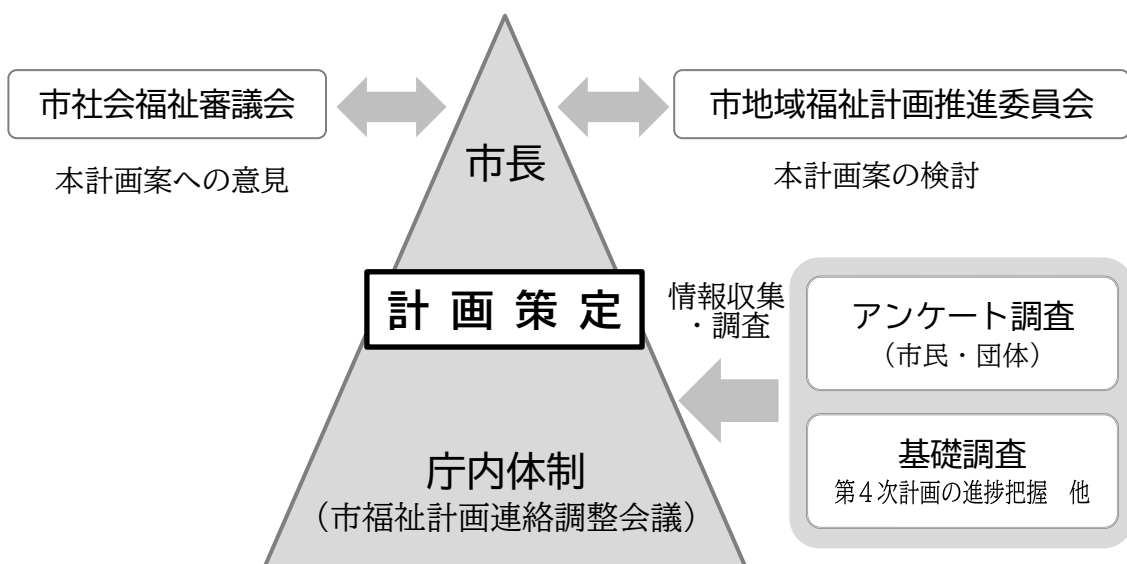
(2) アンケート調査

本計画の策定にあたり、地域福祉に関する意識や考えなどを把握することを目的に、市内在住の18歳以上の市民、地域福祉に関わる活動・事業に取り組んでいる団体を対象としたアンケート調査を実施し、策定の基礎資料としました。

(3) パブリック・コメント

本計画に対し、市民から広く意見を反映するため、令和8(2026)年2月2日～3月2日まで、パブリック・コメント*を実施しました。

■策定体制



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

きずなで織りなす安心・共生のまち ねやがわ

地域福祉に関わる課題は複雑化・多様化・深刻化しているため、適切に対応していく必要があります。

本市では、市民の一人ひとりが幸せや生きがいを感じるとともに、人々が助け合うことで、地域全体としても幸せや豊かさを感じられるよう、地域で暮らす市民同士の「きずな」、市民と行政・関係機関・団体を結びつける見守り・支え合い活動の「きずな」、複雑化・多様化・深刻化する福祉課題に対応するための関係機関・団体・行政間の「きずな」が織りなされることで、地域共生社会「安心・共生のまち」の実現をめざします。



2 施策の方向性と施策の体系

基本理念「きずなで織りなす安心・共生のまち ねやがわ」のもとに、次に掲げる4つの方向性を展開するものとします。

方向性1 必要な支援が届く包括的な支援体制づくり

複雑化・多様化・深刻化する問題や課題の解決に向けて、各福祉分野の連携を強化することで、包括的かつ重層的な支援体制を整備し、市民一人ひとりが抱える悩みや支援が必要な状況にきめ細かく対応します。

また、支援を必要とする人々に情報がしっかりと行きわたり、安心して相談やサービスを受けられる仕組みを整え、適切な福祉サービス*の提供に努めます。

方向性2 権利の尊重と擁護

判断能力が十分でない人が適切に福祉サービスを利用できるよう支援し、成年後見制度*の利用促進など、地域生活を維持できる環境を整え、権利擁護*の体制づくりを進めます。

子どもや高齢者、障害のある人等に対する虐待、配偶者等からの暴力の防止、早期発見、早期対応に向け、関係機関との連携強化を図ります。

方向性3 地域における支え合いの推進

地域の誰もが自由に参加でき、自分を生かしながら安心して過ごせる場所、そのような居場所づくりに取り組み、地域共生のまちづくりを進めます。

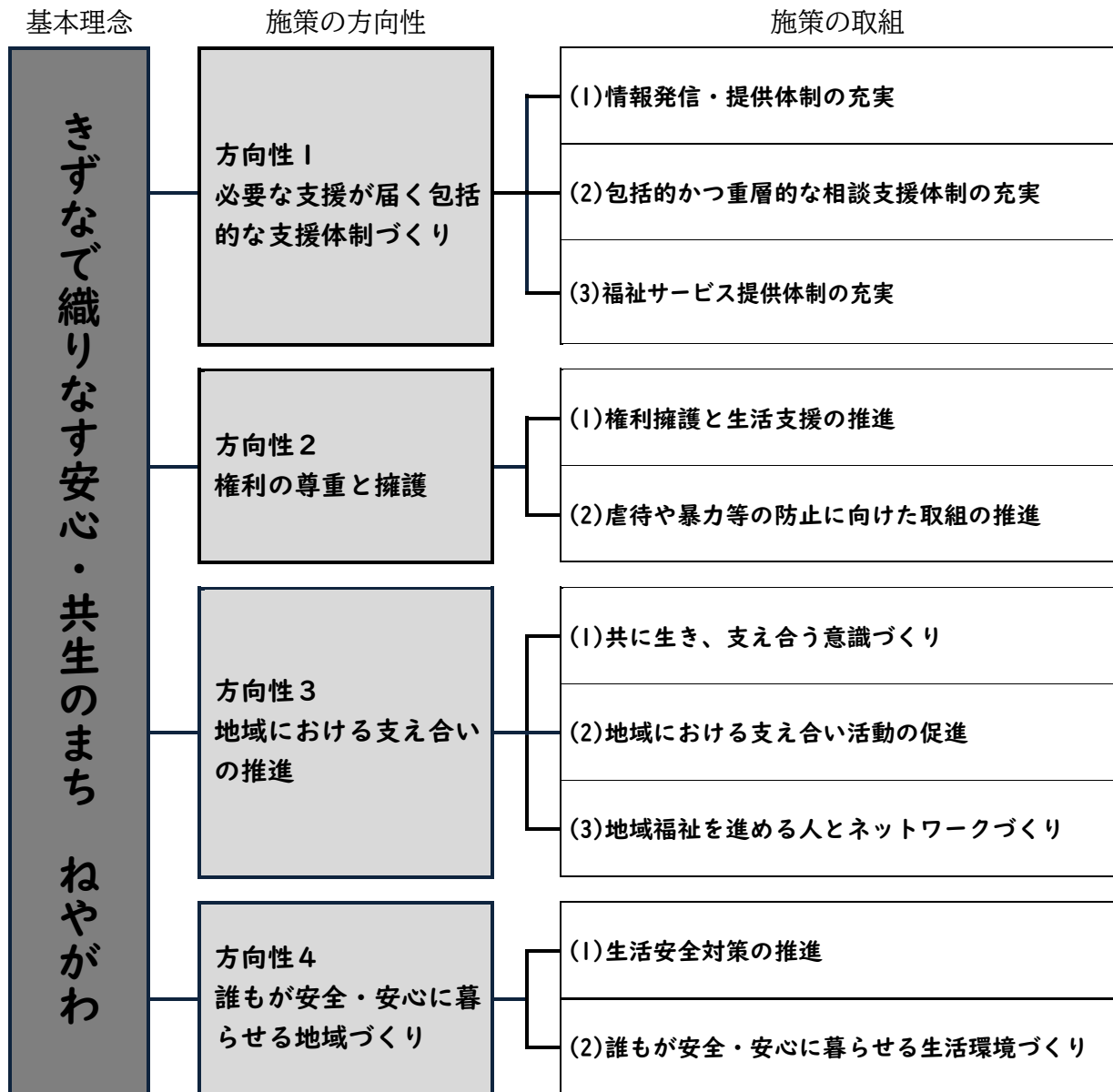
また、福祉や人権に関する意識づくりや、子どもから高齢者までより多くの市民の参加を促し、ボランティア活動などに参加する機会づくりを増やすことで、地域福祉の担い手の発掘・育成を進め、地域福祉活動の輪を広げます。

方向性4 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり

誰もが安全に安心して生活できるよう、災害時における要支援者の支援など災害に強いまちづくり、地域をあげた防犯対策や再犯防止に向けた取組など犯罪に強いまちづくりを進めます。

また、公共施設等のバリアフリー*化や利用しやすい交通手段の確保・充実などに努めます。

■施策の体系



3 地域福祉推進圏域の考え方

本計画は、「市域」から「自治会のエリア」に至る四層構造の地域福祉推進圏域により取り組んでいくものとします。

(1) 自治会のエリア

班単位等の身近な交流も進めながら、自治会や民生委員・児童委員*を中心に、日常的なつながりの中で生活の様々な課題に気づき、協力して支援の仕組みになくなど、顔が見え、声をかけ合える関係を大切にしたい取組を進めていきます。

(2) 小学校区（校区福祉委員会・地域協働協議会）のエリア

各小学校区では、校区福祉委員会が地域福祉活動の中心的な役割を担い、自治会エリアでは対応困難な課題に対する取組を進めています。

「地域の福祉力」を一層高めるため、校区福祉委員会と地域協働協議会が連携して、市民、団体、事業者等の活動への参加の呼びかけを行い、地域課題に対応する活動を進めます。

(3) コミュニティセンターエリア（概ね2中学校区ごとに形成された6地区）

コミュニティセンターのエリアは、介護保険制度の「日常生活圏域」、子ども・子育て支援事業計画の「教育・保育提供区域」として定めるとともに、社会福祉協議会*が地域と密着して暮らしに関わる相談支援を行うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）*を各エリアに配置しています。

様々な団体、事業者等が連携して、福祉課題への対応を進めます。

(4) 寝屋川市全域

専門的な支援を必要とするニーズへの対応は、市、専門機関、専門的な活動を行うボランティアグループ、NPO*等により市全体で進めます。

地域の取組等を通じて明らかになった全市的に取り組むべき課題については、公的な位置づけで取り組むための制度化、制度に基づく事業化等を行い、全市的に検討・展開します。

本市だけでは対応が困難な課題については、周辺自治体、大阪府等と連携し、取り組めます。

4 地域福祉の担い手と役割

本計画においては、市民一人ひとりの思いやりと、地域に根づいた支え合いの「きずな」を大切にしています。

市民、関係機関・団体・事業者等、行政がそれぞれの力を生かしながら協働し、誰もが安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現をめざします。

(1) 市民

市民は、地域の中で最も身近な支え手として、日常のあいさつや声かけ、地域行事への参加などを通じて、互いに気にかけて合う「きずな」を育む存在です。

小さな気づきが困りごとの早期発見につながり、安心して暮らせる地域づくりを進める力となります。

地域活動への参加や協力を通じて、誰もが居場所を感じられるまちづくりに寄与します。

(2) 関係機関・団体・事業者等

ア 社会福祉協議会

社会福祉法人*寝屋川市社会福祉協議会は、寝屋川市の地域福祉を支える中核として、市民・団体・事業者・行政をつなぐ役割を担います。

地域で育まれてきた支え合いの文化を生かしながら、相談支援や見守り体制の強化、ボランティア活動の推進など、「地域の力」を引き出す取組を進めます。

また、多様な人や団体が連携しやすい環境を整えることで、地域全体の福祉力を高めていきます。

イ 団体（校区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、自治会、老人クラブ、NPO等）

地域で活動している団体は、地域の実情をよく知る立場として、見守り活動や交流の場づくり、地域行事の開催など、市民のつながりを深める役割を果たします。

本市では、校区福祉委員会や自治会、民生委員・児童委員、老人クラブなど、多様な団体が支え合いの「きずな」の中心となっています。

ウ 関係機関・事業者等（福祉サービス提供機関）

福祉サービス提供機関は、専門的な支援を担う立場として、利用者一人ひとり

の状況に寄り添い、安全・安心な暮らしを支えます。

地域と連携し、地域の特性や生活実態に応じた支援を行うことで、住み慣れたまちで暮らし続けられる環境づくりに貢献します。

また、地域行事や見守りの取組などへ積極的に関わることで、専門性と地域力が合わさった協働の体制を築きます。

(3) 行政

行政は、地域福祉を推進するための制度づくり、体制整備、地域団体の活動基盤の支援など、全体を支える役割を担います。

市民の暮らしの変化や地域課題の把握を通して必要な施策を立案し、市民や地域団体が持つ地域の「きずな」を大切にしながら施策を推進することで、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

第3章 施策の展開

方向性1 必要な支援が届く包括的な支援体制づくり

(1) 情報発信・提供体制の充実

あるべき姿・めざすべき姿

- 福祉に関する制度や相談窓口、サービスなどについての情報がわかりやすく伝わり、必要とする誰もが適切に得ることができます。

今後の方向性

福祉制度やサービスに関しては多様な手段・媒体により情報提供を行っており、アンケート調査では情報の得やすさについて子育て世代などで満足と感じている人が多く見られました。

今後も多様な手段・媒体による効率的な情報提供を図り、市民が自分に適したサービスを選び、安心して利用することができるよう、必要な情報がいつでも適切に入手できるような取組を進めるとともに、よりわかりやすく、伝わりやすい情報アクセシビリティ*の向上に努めます。

推進施策

推進施策	主な内容
情報の共有と提供体制の充実	○福祉に関する制度やサービスに関する円滑な情報提供を図るため、関係部署及び社会福祉協議会による情報の共有・連携を図ります。
	○行政に関する様々な制度やサービス内容などの情報を、必要とする人が容易に入手できるよう、広報やホームページなど、多様な媒体によるわかりやすい情報提供を行います。
アクセシビリティの確保	○高齢者や障害のある人、外国人などが福祉制度・サービスに関する適切な情報を入手できるよう、情報提供面での配慮に努めます。

(2) 包括的かつ重層的な相談支援体制の充実

あるべき姿・めざすべき姿

- 悩みや困り事を抱えこまず、誰もが気軽に相談でき、支援のきっかけとなるところ（人）が身近にあります。
- 孤独・孤立を感じている人が、適切に支援を受けることができるような相談支援体制が整っています。
- 多機関がつながり、分野を超えた切れ目のない相談支援が行われています。

今後の方向性

アンケート調査では、障害のある人と一緒に暮らしている人や経済的に困っている人、多子世帯などで公的な相談窓口への高いニーズが見られました。また、多子世帯や閉じこもりやひきこもりの人、介護が必要な高齢者などと一緒に暮らしている人では、市に相談するときに、「どこに相談すればいいかわからなかった」という回答結果がやや多く見られました。

支援を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、断らない相談支援、各分野の枠を超えた切れ目のない体制づくりに行政と相談支援機関が力をあわせて取り組み、複雑化・多様化・深刻化する福祉課題に対応していきます。

また、社会福祉協議会や校区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、地域の諸団体との連携のもとに市内各地域における身近な相談支援体制づくりを進めます。

推進施策

推進施策	主な内容
包括的かつ重層的な相談支援体制の整備	○高齢・障害・子ども・生活困窮などの福祉関係部署をはじめ、住まいや教育、就労、保健、健康などの関係部署や社会福祉協議会、社会福祉法人などの関係機関が連携し、包括的かつ重層的な支援体制の充実に努めます。
	○複合的な課題を抱えたり、制度の狭間にある世帯など、一つの分野では解決することが難しい福祉課題に対応していくため、各分野の相談支援機関のネットワーク化を推進するとともに、分野の枠を超えた切れ目のない体制づくりに努めます。
	○研修などを通じて支援者の資質の向上に努めます。

推進施策	主な内容
地域における相談支援体制づくり	<p>○地域の身近なところで気兼ねなく相談できる場や機会の充実に努め、行政及び相談支援機関の連携促進を図ります。</p> <p>○社会福祉協議会、校区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、自治会、ボランティア団体等の相互連携の促進を図り、相談支援機関などに挙げられた課題を共有し、その解決に向けた分野横断的な協議の場を形成します。</p>

(3) 福祉サービス提供体制の充実

あるべき姿・めざすべき姿

- 何らかの問題を抱えて支援を必要としている人が、その人の置かれた状況や希望に応じた質の高い福祉サービスが受けられる体制が整っています。

今後の方向性

各福祉分野において、サービス事業所等の社会資源の整備が進められてきており、アンケート調査でも高齢者や子育て世代から暮らしやすいと評価する人が多く見られました。今後も利用者が安心して福祉サービスを利用できるように、ニーズに応じたサービス提供体制を整えていくとともに、事業者によるサービスの質の向上への取組や関係機関との連携強化を図ります。

推進施策

推進施策	主な内容
サービス提供体制の充実と質の向上	○日頃から福祉に関する制度やサービスについての市民理解を深めるとともに、気軽に福祉サービスが受けられる支援体制づくりに努めます。
	○事業者による自己評価や第三者評価を推進するとともに、サービス利用に際して不利益な扱いを受けた場合の相談窓口を設けるなど、利用者が安心して福祉サービスを選び、利用することができるよう、サービスの質の向上に向けた取組を促進します。
	○福祉専門職の質の向上のため、研修会の開催や情報提供を行います。
社会福祉法人等への指導及び監査と福祉サービスの適正化の推進	○社会福祉法人や福祉サービス事業者等に、適切に指導及び監査等を行います。
	○福祉サービスの適正な利用・提供を図るため、不適切な利用や提供については関係機関と連携し、厳格な対応を行う等、福祉サービスの適正化を推進します。

方向性2 権利の尊重と擁護

(1) 権利擁護と生活支援の推進

あるべき姿・めざすべき姿

- すべての人がその個性や権利を尊重され、住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができます。

今後の方向性

日常生活で判断能力に不安をもつ人が、地域で安心して暮らしていけるようにそれぞれの状態に応じた支援を切れ目なく受けられる体制を整備していく必要があるため、今後も日常生活自立支援事業*の利用促進、財産管理に関する相談支援などに関係機関とともに取り組みます。

アンケート結果では、前回調査よりも成年後見制度を知っている人が多く、一定の周知が進んでいる様子が見られましたが、その多くは、制度を聞いたことがあるという回答にとどまり、正しく制度を理解してもらうための更なる周知が必要であることがわかりました。

成年後見制度の更なる周知・啓発、相談支援、市民後見人*の養成などの体制づくりを進めます。

推進施策

推進施策	主な内容
権利の尊重と生活支援の推進	○認知症や障害などにより判断能力に不安を持つ人の日常生活上の支援や福祉サービスの利用、財産管理等に関する相談窓口や日常生活自立支援事業について周知するとともに、利用の促進を図ります。
	○本人にとって適切なサービスを利用し、本人の意思が尊重され、その人らしい生き方ができるよう、支援者に対する普及・啓発に努めます。

推進施策	主な内容
成年後見制度の利用 促進	【成年後見制度利用促進計画】
	○認知症や知的・精神障害等により、判断能力が十分でない人が、本人の意思決定支援に基づく成年後見制度の利用について相談できるよう、成年後見制度や相談窓口の周知に取り組みます。
	○成年後見制度の利用促進を図るため、地域連携ネットワークの構築と中核機関の取組を推進します。
	○制度の利用期間の限定、後見人の交代を可能にする仕組み、「補助」や「任意後見」の利用促進など、今後予定される民法改正内容への適切な対応に努めます。

(2) 虐待や暴力等の防止に向けた取組の推進

あるべき姿・めざすべき姿

- すべての人が虐待や暴力などを受けることなく、安心して暮らすことができます。

今後の方向性

近年、家庭や地域における人間関係の希薄化や個人の価値観の多様化など様々な要因が複雑に絡み合い、家庭をめぐっては、児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）、ひきこもり、いじめ、不登校、高齢者虐待など様々な問題が発生しています。

これに対し、虐待や暴力等の未然防止や早期発見に向けた市民理解の促進や関係する相談窓口の周知、関係機関とのネットワークの強化を図り、迅速な対応、適切な支援に努めます。

推進施策

推進施策	主な内容
啓発・理解促進と相談機能の充実・連携	○市民を対象に、虐待や暴力等への理解促進や相談窓口等の周知・啓発を行うことにより、発生防止及び早期発見の強化を図ります。
	○虐待防止に関する協議会等を通じ、関係機関同士の連携強化を図るとともに、事業者等による虐待を防止するため、支援者への研修や相談体制などの環境整備についての取組を推進します。
虐待・DV・ハラスメントに対する連携の強化	○子どもや高齢者、障害のある人等に対する虐待、配偶者等からの暴力の防止、早期発見、早期対応に向け、関係機関との連携強化を図ります。

方向性3 地域における支え合いの推進

(1) 共に生き、支え合う意識づくり

あるべき姿・めざすべき姿

- 市民の一人ひとりが地域のまちづくりや福祉活動を担う一員として、お互いに認め合い、支え合う意識が育まれています。

今後の方向性

近年、災害などいざという時のためにも日頃からの支え合い、助け合いがますます必要とされる一方、近所づきあいに対する市民意識は、旧来からの緊密な関係ではなく、お互いに干渉し合わないほどほどの近所づきあいにとどめるようになっています。

このため、地域の福祉活動への理解促進を図るとともに、福祉教育の実施や福祉について学習する機会を提供することにより、福祉に関心を持つ人を増やし、支え合い、助け合いの意識を醸成します。

推進施策

推進施策	主な内容
広報・啓発の推進	○市や社会福祉協議会の広報、ホームページ等を通して、地域活動や福祉活動の実施状況を情報発信するなど、お互いに支え合う福祉意識の醸成を図ります。
福祉教育、体験学習の推進	○市と福祉関係機関・団体、社会福祉協議会が連携し、学校や地域における福祉教育を推進します。また、幅広い年代層で福祉に関する知識を学ぶ場の提供に努めます。

(2) 地域における支え合い活動の促進

あるべき姿・めざすべき姿

- 地域の中で様々な交流や支え合い活動が展開されることで、市民同士の絆が深まり、誰一人取り残さず、安心して暮らせる地域となっています。

今後の方向性

アンケート結果から、子育て世代などの若年層は今後の取組として住民同士の交流や福祉活動への関心を持っており、また壮年層は住民同士の交流や福祉活動についてその必要性は感じつつも、実際には活動に結びついていないという状況が見られました。

人々が参加しやすい交流・活動の機会を設け、多様な手段を通じて参加を働きかけるなど、地域での更なる交流を促進するとともに、地縁のない人でも気軽に参加できる場づくりを進める必要があります。

地域で暮らす市民同士の「きずな」を結び、市民と行政・関係機関を結びつける見守り・支え合い活動の「きずな」を深めていくことを通じて、誰もが孤立することなく、日頃から顔の見える関係づくりを進めていきます。

推進施策

推進施策	主な内容
社会参加の促進と身近に集える居場所づくり	○地域とつながる社会参加のきっかけとして、誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域の居場所や交流の場の利用を促進します。
	○健康づくりや介護予防事業、世代間交流や各種のイベント、生涯学習活動などを通じた活発な交流の促進を図り、幅広い世代の社会参加の推進を図ります。

第3章 施策の展開

推進施策	主な内容
地域における見守り・支え合い活動の促進	<p>○高齢者、障害のある人、子育て世帯などが地域の中で孤立することなく、安心して生活ができるよう、声かけ・見守りなど地域における見守り・支え合い活動を展開し、住みよい福祉のまちづくりを推進します。</p> <p>○市民や団体が協力・連携して考え、地域の望ましいあり方を意見交換することで、地域の抱える課題を解決することができるよう支援します。</p>

(3) 地域福祉を進める人とネットワークづくり

あるべき姿・めざすべき姿

- 地域における様々な活動の担い手やボランティア・市民公益活動により多くの人が関心を持ち、気軽に参加できる場づくりが進んでいます。

今後の方向性

アンケート調査によると、地域における福祉活動やボランティア活動については、メンバーの高齢化が進み、次なる担い手の確保・育成が喫緊の課題となっています。

これらの担い手づくりに関しては、元気な高齢者による地域活動への一層の参画、無償にとらわれない福祉活動のあり方の見直しなどを含め、分野を超えた人材活用の促進、そして次代の育成のための福祉教育の強化が必要です。また、地域福祉活動への参加を促進するために様々な地域福祉活動にかかる情報を発信することが必要となります。

地域福祉活動の推進にあたって、新たな担い手づくりと、活動の場の整備や活動を定着させ継続できる仕組みづくりに努めるとともに、地域で活動する団体間の「横のつながり」を強めていきます。

また、声かけや誘いあいなどを通じて、ボランティア活動の内容を周知し、参加者の拡大に努めます。

推進施策

推進施策	主な内容
地域福祉に関わる活動団体の支援	○地域で活動する団体の活動内容や情報などの共有を図るとともに、団体間での協議・協力が促進できるよう支援します。
	○地域福祉の推進を支援するための施策や事業の企画・立案・実施にあたって社会福祉協議会等との連携を強化します。

推進施策	主な内容
地域福祉の担い手とネットワークづくり	○地域において、見守り・声かけ活動やサロン活動などの地域福祉を支える人材を育成するため、様々な活動への参加のきっかけづくりに取り組みます。
ボランティア・市民 公益活動の支援	○福祉分野をはじめ、市内で行われている多様なボランティア活動に関する周知・啓発を進めるとともに、活動参加へのきっかけづくりや気軽に参加できる雰囲気づくりに取り組み、幅広く市民のボランティア活動への参加を促進していきます。
	○市や社会福祉協議会などが行うボランティアに関する研修や養成講座への参加を促し、知識や実践方法を学ぶことができる機会の充実を図ります。
	○身近な社会資源である福祉施設・社会福祉法人が、良質な福祉サービスを提供するとともに、地域の福祉ニーズを踏まえた公益的な活動等を実施していきます。

方向性4 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり

(1) 生活安全対策の推進

あるべき姿・めざすべき姿

- 災害時における要支援者の支援や犯罪のない安全で安心なまちづくりが円滑に行えるよう、日頃から地域で支え合い、助け合う関係が築けています。

今後の方向性

気候変動に伴う異常気象や全国的な大規模地震災害の発生、今後予測される南海トラフ巨大地震への懸念など、災害に対する人々の関心が高まっており、アンケート調査でも市の取組として防犯・交通安全・防災体制の充実が必要と答える人が多く見られました。

また、安全・安心と地域福祉という視点から関係機関・団体との情報共有や連携、防災・福祉教育の実施、担い手づくりや後継者の確保に努めていく必要があります。

このため、支援が必要な人に関する日頃からの情報収集と地域をあげた情報の共有、避難誘導などの際の協力体制づくりを進めていきます。また、地域ぐるみで「自分のまちを自分で守る」という意識を醸成し、地域の人々の協力のもとに防災・防犯活動を進めていきます。

推進施策

推進施策	主な内容
災害に強いまちづくり	○災害時に備え、市民の防災意識を高めるために、避難場所の周知や避難行動要支援者*への支援の必要性を啓発します。
	○要支援者が緊急時に必要とする援助の内容を、個人情報などに配慮しつつ把握に努めます。また、災害時における要支援者の安全を確保するため、個別避難計画*の作成に取り組みます。
	○災害発生時に迅速に対応できる体制を整備し、高齢者や障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人への支援体制の構築に努め、関係機関との連携を強化し、お互いが支え合える仕組みづくりを構築します。

推進施策	主な内容
犯罪のないまちづくり	○日頃から防犯意識を高めるとともに、子どもの見守りや安全パトロールへの協力、防犯灯や街頭防犯カメラの適正な設置など地域をあげた防犯対策に努めます。
	【再犯防止推進計画】
	○再犯防止に向けて取り組み、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進します。
	○犯罪や非行の防止と立ち直りを支える更生保護三団体*（保護司*会、更生保護女性会、BBS会）が取り組む「社会を明るくする運動」の周知・啓発などを通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
○地域における更生保護の活動拠点である更生保護サポートセンターの運営支援や、更生保護三団体と再犯防止の取組に重要な就労・住居の支援機関との連携強化に取り組みます。	

(2) 誰もが安全・安心に暮らせる生活環境づくり

あるべき姿・めざすべき姿

- 住宅や交通手段が誰にとっても使いやすいものとなっており、生涯を通して安全・快適で暮らしやすいまちとなっています。

今後の方向性

アンケート調査では、今後力を入れるべき施策として「移動手段の充実」を挙げる人が多く見られました。

公共施設等のバリアフリー化に努め、誰もが安全で安心して暮らせる地域づくりをより進めていきます。

推進施策

推進施策	主な内容
誰もが暮らしやすい生活環境づくり	○誰もが暮らしやすいユニバーサルデザイン*のまちづくりをめざし、公共施設等のバリアフリー化を推進します。
	○住宅確保にあたって配慮を要する人が、適切な住まいを選択・利用できるよう関連制度の周知や情報の提供を行います。
	○住宅改修などの各種助成制度について周知を図ります。
利用しやすい交通手段の確保・充実	○移動困難者の課題やニーズを把握し、高齢者や障害のある人など何らかの支援を必要とする人が安心して外出ができるように努めます。
	○外出時に利用しやすい施設や車両等のバリアフリー化を推進するとともに、利用しやすい交通手段の確保に努めます。

第4章 重層的支援体制整備事業実施計画

1 重層的支援体制整備事業について

(1) 計画策定の背景と趣旨

令和2(2020)年に改正された社会福祉法では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない」(第4条第1項)と規定され、課題を抱えた人々の社会参加を支援する地域づくりがより重視されるようになりました。

また、国及び地方公共団体において、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備と関連施策との連携に配慮するよう努めなければならないとされ(第6条第2項)、各施策分野の連携が強く求められています。

このような地域づくりと支援体制の整備を進めるための方策の一つとして、「相談支援」「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな任意事業(重層的支援体制整備事業)の枠組みが創設されました。

重層的支援体制整備事業における各事業の内容は社会福祉法第106条の4第2項に3つの支援を第1号から第3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しています。それぞれの事業を個別に行うのではなく、一体的に展開することが重要です。

本市においても、「属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するこの事業を地域の課題に対応するため重要な事業として位置づけ、令和7(2025)年度から事業開始しました。

本計画は、社会福祉法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画として、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の基本的な方針、提供体制、実施内容等を定め、関係機関と一体となって包括的な支援体制の整備を進めることを目的とします。

■重層的支援体制整備事業における各事業

包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条 の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ・支援機関のネットワークで対応する。 ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ。
参加支援事業 (社会福祉法第106条 の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりをつくるための支援を行う。 ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。 ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。
地域づくり事業 (社会福祉法第106条 の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条 の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける。 ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける。 ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。
多機関協働事業 (社会福祉法第106条 の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。 ・支援関係機関の役割分担を図る。

(2) 基本方針

第5次寝屋川市地域福祉計画の基本理念である「きずなで織りなす安心・共生のまち ねやがわ」のもと、地域共生社会の実現をめざし、包括的な支援体制の充実と地域住民が相互に支え合う関係づくりの一層の推進を基本方針として掲げます。

また、介護、障害、子ども、生活困窮のすべての分野に共通する基本方針として、属性や世代に関わらず相談を受け止める相談支援の充実、支援関係機関が役割を明確にしながらか協働する多機関連携の強化、さらに地域住民の参加や地域づくり活動を支援する環境整備を掲げます。

(3) 進捗管理・評価

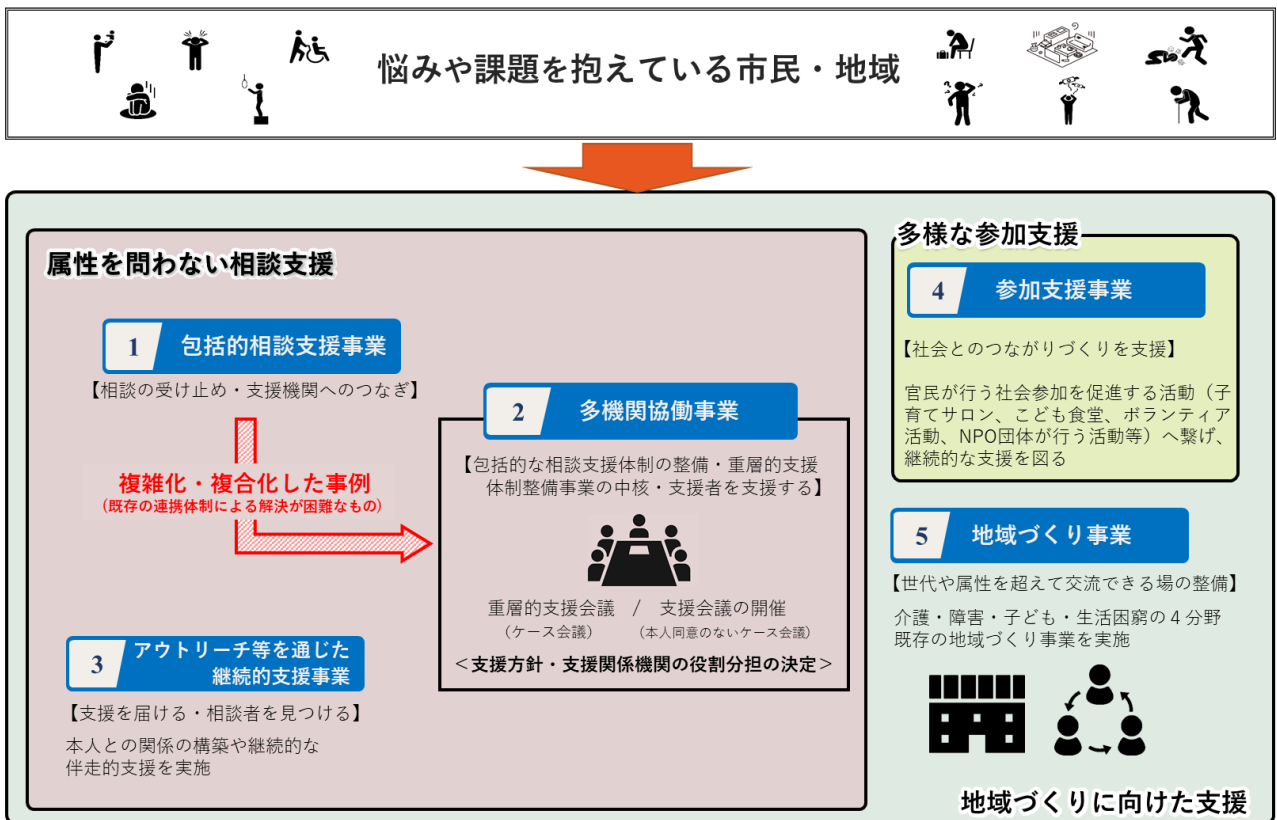
年度ごとに実施状況を確認することとし、その結果については、「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」等の組織を通じて計画の進捗状況などの定期的な評価を得ることとします。評価結果等を踏まえて、施策の充実や見直しについて必要な検討を行い、円滑な事業実施に努めます。

2 本市における取組内容

重層的支援体制整備事業は、介護、障害、子ども、生活困窮といった従来の分野ごとの支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かして、「属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」3つの支援を一体的に実施するものです。

本市においても、令和6(2024)年度に重層的支援体制整備事業への移行準備事業として一部事業を試行実施し、令和7(2025)年4月から重層的支援体制整備事業を開始しました。

■寝屋川市における重層的支援体制整備事業全体像



属性を問わない相談支援

1 包括的相談支援事業

庁内の窓口や介護・障害・子ども・生活困窮の各分野の包括的相談支援事業の実施団体を『うけとめつなぐ（断らない）窓口』として相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、適切な部署、関係機関につなぎます。

受けた相談のうち、次の要件を満たす場合は、多機関協働事業者である社会福祉協議会につなぎ、重層的支援会議で扱うケースとして支援を開始します。

- ア 市民が抱える課題が複雑化・複合化している。
- イ 既存の連携体制での解決が困難である。
- ウ 支援を受けることに本人が同意している。

また、関係部署に同部署での重層的支援体制整備事業の中核を担う『重層的支援体制整備事業推進員（以下「重層推進員」）』を配置し、事務の円滑な遂行及び庁内における連携体制の強化を図ります。

取組	内容	実施主体
うけとめつなぐ（断らない）窓口	・ 世代や属性に関わらず包括的に相談を受け止める。担当分野でない相談については、適切に担当部署につなぐ。	庁内全ての窓口
重層推進員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属において重層的支援会議で扱うケースとするか既存の連携体制を活用して解決を図るかの判断及びその補助を行う。 ・ 重層的支援会議/支援会議へ参加する。 ・ 関係部署又は支援機関との連携の窓口として必要な連携体制の整備を図る。 	寝屋川市重層的支援体制整備事業推進会議設置要綱第5条に定める各部課（監察課、消費生活センター、サービス指導課、市民サービス部（徴収・納付担当）、市民活動振興室、環境総務課、保健総務課、保健予防課、健康づくり推進課、福祉総務課、保護課、高齢介護室、障害福祉課、こどもを守る課、子育て支援課、子育てリフレッシュ館、保育課、経営総務課、学務課、教育指導課、社会教育推進課）に配置

【包括的相談支援事業における各分野の相談支援事業 実施体制表】

実施事業	分野	運営形態	実施体制	拠点数
地域包括支援センター*の運営	介護	委託	[支援機関] ・第三中学校区地域包括支援センター ・友呂岐中学校区地域包括支援センター ・第六中学校区地域包括支援センター ・第十中学校区地域包括支援センター ・第一中学校区地域包括支援センター ・望が丘中学校区地域包括支援センター ・第七中学校区地域包括支援センター ・中木田中学校区地域包括支援センター ・第五中学校区地域包括支援センター ・第九中学校区地域包括支援センター ・第二中学校区地域包括支援センター ・第八中学校区地域包括支援センター [所管課] 高齢介護室	12 (6圏域)
障害者相談支援事業	障害	直営	[支援機関] ・市障害者基幹相談支援センター* [所管課] 障害福祉課	1
		委託	[支援機関] ・障害者地域生活支援センターあおぞら ・寝屋川市民たすけあいの会地域生活支援センター ・隆光学園相談支援事業 ・相談支援センターすばる・北斗 [所管課] 障害福祉課	4
利用者支援事業 (基本型)	子ども	直営	[支援機関] ・おやこほっとステーション※ ・たんぼぼ保育所子育て支援センター* ・子育てリフレッシュ館 [所管課] 子育て支援課	3
(特定型)			[支援機関] ・保育コンサルジュ [所管課] 保育課	1

実施事業	分野	運営形態	実施体制	拠点数
(こども家庭センター型)			[支援機関] ・ねやっCo相談ステーション [所管課] こどもを守る課・子育て支援課・監察課	1
生活困窮者*自立相談支援事業	生活困窮	委託	[支援機関] ・社会福祉協議会 [所管課] 保護課	1

※令和8年4月に「おやこほっとステーション」は「こども図書館+plus」に移行

2 多機関協働事業

既存のネットワークを活用した支援機関の連携だけでは課題解決が困難なケースに対し、その支援に関わる支援関係機関が参加する重層的支援会議（本人同意が得られない場合は、支援会議）を開催し、支援に関する役割分担や方向性等の必要な検討を行います。

本市においては、課題の解きほぐしや支援プラン案の作成等を行う多機関協働マネージャーを配置し、課題を抱える市民への支援が円滑に進むよう取り組みます。また、支援者側が対応に困ったときや支援機関との連携が困難なときは、助言等を行い支援者を支援します。

【実施体制】

運営形態	一部委託
実施体制	福祉総務課 社会福祉協議会（多機関協働マネージャー）
役割	[福祉総務課] 重層的支援会議/支援会議の招集 多機関協働マネージャーの補助など
	[多機関協働マネージャー] ケースの振り分け（重層的支援会議で扱うケースとするかどうかの判断）課題の解きほぐし・支援プラン案の作成 重層的支援会議/支援会議の進行 支援者の支援など

3 アウトリーチ等を通じた継続的支援

複雑化・複合化した課題を抱えながらも必要な支援が届いていない世帯に支援を届けるため、当該世帯の情報を支援機関との連携や地域住民とのつながりから把握し、訪問等を通じて本人と信頼関係の構築やつながりづくりに向けた支援を行います。

【実施体制】

運営形態	一部委託
実施体制	庁内関係部署 社会福祉協議会 [コミュニティソーシャルワーカー (CSW)]
役割	家庭訪問や同行支援 適切な支援機関へのつなぎ アウトリーチによる要支援者の発見など

多様な参加支援

4 参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人やその世帯に対し、ニーズや課題等を丁寧に把握し、ニーズや状態に応じた地域における交流・活動の場への参加や就労支援等の利用に向けた支援を行います。

また、本人のニーズや状態に沿った参加支援が実施できているかフォローアップを行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

【実施体制】

運営形態	一部委託
実施体制	福祉総務課 庁内関係部署（社会資源を有する部署） 社会福祉協議会 [コミュニティソーシャルワーカー（CSW）]
役割	[福祉総務課] 新たな社会資源の検討・創出 要支援者と受入先のフォローアップなど
	[庁内関係部署] 要支援者の受入、フォローアップなど
	[コミュニティソーシャルワーカー（CSW）] 支援メニューのコーディネート要支援者と受入先のマッチング 要支援者と受入先のフォローアップなど

地域づくりに向けた支援

5 地域づくり事業

地域における交流・活動の場が、複雑化・複合化した課題を抱える市民やその世帯等を受け入れることができるよう、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくり事業の取組を活かしつつ、世代や属性の枠を超えた交流・活動ができる場の整備を行います。

【地域づくり事業における各分野の地域づくり事業 実施体制表】

実施事業	分野	運営形態	実施体制	拠点数
地域介護予防活動支援事業	介護	直営	[支援機関] ・高齢介護室 [所管課] 高齢介護室	1
		委託	[支援機関] ・社会福祉協議会 [所管課] 高齢介護室	1
生活支援体制整備事業(第1層)	介護	委託	[支援機関] ・社会福祉協議会 ・NPO法人寝屋川あいの会 [所管課] 高齢介護室	2 (全域)
生活支援体制整備事業(第2層)	介護	委託	[支援機関] ・社会福祉協議会 [所管課] 高齢介護室	1 (6圏域)
地域活動支援センター事業	障害	直営	[支援機関] ・寝屋川市立身体障害者福祉センター ・寝屋川市立東障害福祉センター [所管課] 障害福祉課	2
		委託	[支援機関] ・地域活動支援センター(あおぞら、ぼちぼちはうす、すももクラブ)	3

実施事業	分野	運営形態	実施体制	拠点数
			[所管課] 障害福祉課	
地域子育て支援 拠点事業	子ども	直営	[支援機関] ・子育て支援センター（おやこほっとステーション※、市立たんぼぼ保育所） [所管課] 子育て支援課	2
		委託	[支援機関] ・子育て支援センター（寝屋川めぐみ園、あやめ保育園、大阪聖母保育園、きんもくせい保育園、エールこども園） ・つどいの広場（ゆう、そら、きしゃぽっぽ、はる、こころ） [所管課] 子育て支援課	10
生活困窮者支援 等のための地域 づくり事業	生活困窮	（補助）	[支援機関] ・社会福祉協議会 [所管課] 保護課	1

※令和8年4月に「おやこほっとステーション」は「こども図書館+plus」に移行

3 関係機関間の一体的な連携について

包括的な支援体制を整備するためには、行政だけでなく、地域との連携が不可欠となります。そのため、行政、支援機関、地域等の関係機関の連携を強化するための取組を実施します。

(1) 重層的支援会議

本人から同意が得られたケースについて、多機関協働マネージャーがコーディネーターとなり、支援プランの適切性や支援の方向性の協議、各支援関係機関の役割分担、支援プラン終結時の評価等を行います。なお、会議は次のタイミングで随時開催します。

- ア プラン策定時
- イ 再プラン策定時
- ウ 支援終結の判断時
- エ 支援中断の決定時

また、本市の社会資源の把握と開発に向けた検討に関する検討を行うため開催します。

(2) 支援会議

社会福祉法第106条の6の規定に基づいて、支援会議の構成員に対する守秘義務を設け、本人から同意を得ていない場合においても相談者や世帯の情報共有を可能とし、支援体制の検討を迅速かつ円滑に行えるよう必要に応じて支援会議を開催します。

(3) 寝屋川市重層的支援体制整備事業推進会議

本市の重層的支援体制整備事業の計画的な実施と推進を図るために開催します。会議では、進捗状況の報告や取組、体制等の取組方針について協議します。

前述の会議とは別に、重層推進員や関係機関との会議を必要に応じ実施します。本市の重層的支援体制整備事業の取組や体制等について、関係機関間で情報共有や意見交換を行い、事業に対する理解及び関係機関間の相互理解を深め、支援の質と効果を高めることをめざします。

■各種会議体について

	重層的支援会議	支援会議	重層的支援体制整備事業推進会議
目的	①複雑化・複合化した課題を抱える市民に対する支援を行うために必要な情報の収集、支援プランの作成、支援プランの適切性及び最終時の評価に関すること ②社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討に関すること	①複雑化・複合化した課題を抱える市民に対する支援を行うために必要な情報の交換に関すること ②複雑化・複合化した課題を抱える市民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討に関すること	①重層的支援体制整備事業の実施に関すること ②重層的支援体制整備事業に係る各部署間の連携、調整及び情報交換に関すること ③重層的支援体制整備事業の進捗管理に関すること
会議区分	ケース検討、資源調査	ケース検討	体制・取組等検討
時期	随時	随時	随時
主催	多機関協働事業者	多機関協働事業者	福祉総務課
参加者	ケースに関連のある機関（庁外含む） 議題に関連のある機関（庁外含む）	ケースに関連のある機関（庁外含む）	寝屋川市重層的支援体制整備事業推進会議設置要綱第4条に掲げる者
根拠法令	社会福祉法 第106条の4	社会福祉法 第106条の6	寝屋川市重層的支援体制整備事業推進会議設置要綱
本人同意	必要	不要	

第5章 計画の推進体制及び進行管理

1 推進体制

(1) 市における推進体制

本計画は、何らかの手助けを必要としている人々に関わる施策をはじめ、保健・医療・福祉、教育・学習、就労・雇用、交通・住宅・環境などの様々な分野にわたります。このため、福祉部福祉総務課が中心となって、庁内関係部署との連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

(2) 市民や関係機関・団体との連携

本計画を推進し、支援が必要な人のニーズにあった施策を展開するためには、市民が主体的に参加・参画しているグループ・団体をはじめ、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、これらの団体と相互に連携し、本計画の着実な推進を図ります。

(3) 国・大阪府との連携

本計画に関わる施策を推進するためには、その施策の性格上、国や大阪府との連携が不可欠です。国や大阪府における諸制度の改革等の動きを踏まえつつ、市民が住み慣れた地域で安心して快適に自立した生活を送ることができるよう、地域福祉を積極的に推進していく必要があります。また、その実効性を高めるために、市民の生活基盤に関わる年金、医療、福祉、雇用、生涯学習、住宅などの関連施策が安定的・総合的に展開される必要があります。

このため、市民から期待されている役割を十分に果たせるよう、保健・医療・福祉をはじめ、様々な制度の改革・充実に努めるよう、国や大阪府に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

(4) 計画の周知

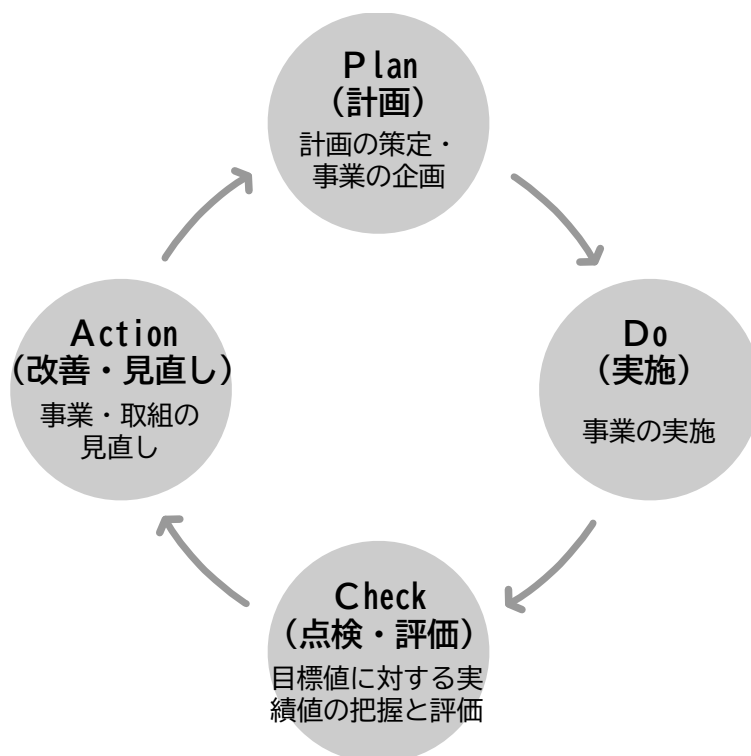
本計画の内容に関する十分な周知、そして理解が得られることが重要であるため、広報やホームページなど多様な媒体を活用し、様々な機会を通じて本計画を周知していきます。

2 進行管理

本計画に基づく施策を計画的かつ実効性をもって推進するため、市民の参画のもとに「寝屋川市地域福祉計画推進委員会」等の組織を通じて計画の進捗状況などの定期的な評価を行うとともに、市民や関係機関・団体の意見・要望・提案などの把握に努めます。

また、各年度における本計画の進捗状況の把握と施策の充実・見直しについての庁内協議を進めるなど、計画の円滑な推進に努めます。

進行管理の点検にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組みます。



参考資料

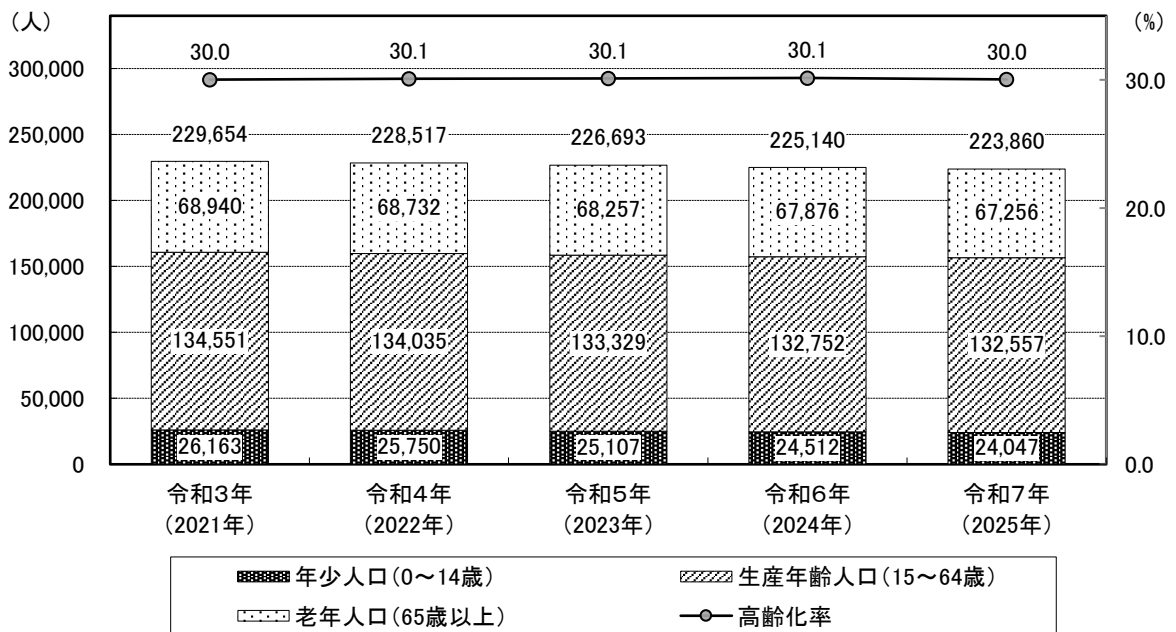
1 統計データで見る本市の状況

(1) 人口・世帯の状況

ア 年齢3区分別人口と高齢化率

総人口は、年々減少しており、令和7(2025)年4月1日現在223,860人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(65歳以上)の全てが令和3(2021)年をピークに減少に転じており、高齢化率は令和7(2025)年4月1日現在30.0%となっています。

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移

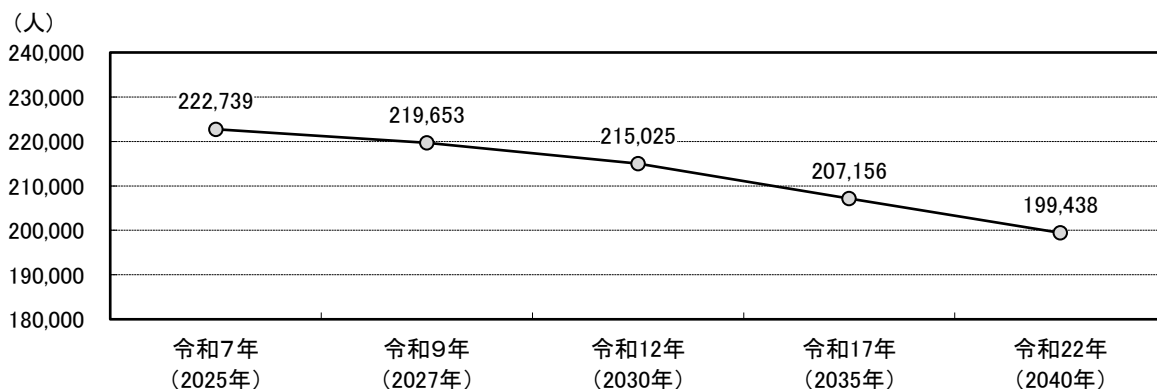


資料：寝屋川市ホームページ統計資料（各年4月1日現在）

イ 将来推計人口

平成28(2016)年2月に策定した「寝屋川市人口ビジョン」において、『令和22年(2040年)の目標人口を20万人』としています。また、第六次総合計画の目標年次である令和9(2027)年度の将来人口を「人口ビジョン」による推計人口から22万人と想定しています。

■人口ビジョンにおける将来推計人口



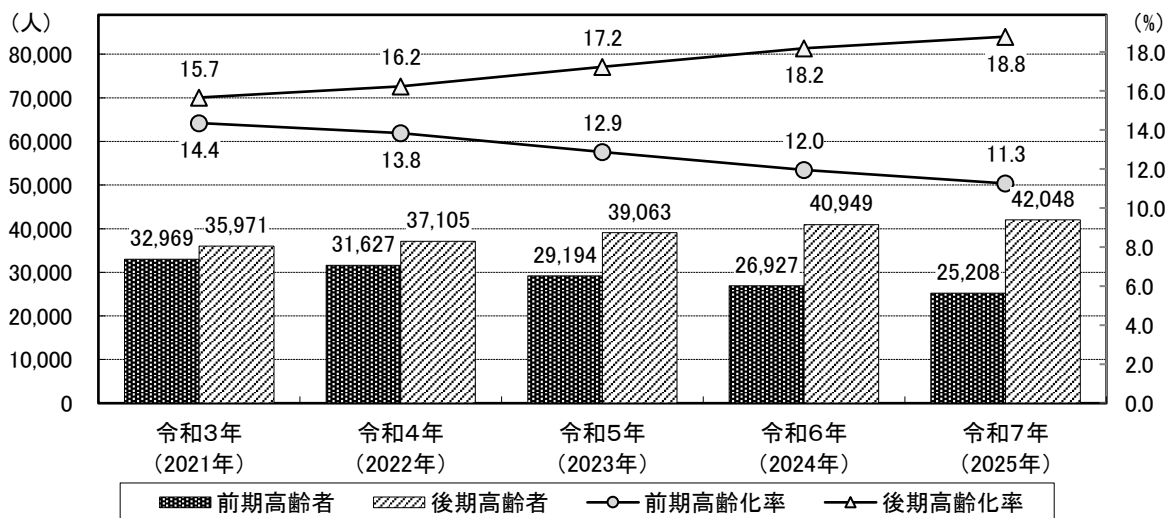
資料：寝屋川市人口ビジョン

(2) 高齢者の状況

ア 高齢者人口と高齢化率

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は年々減少しており、令和7(2025)年4月1日現在25,208人となっています。一方で後期高齢者（75歳以上）は年々増加しており、令和7(2025)年4月1日現在42,048人となっています

■高齢者人口・高齢化率の推移

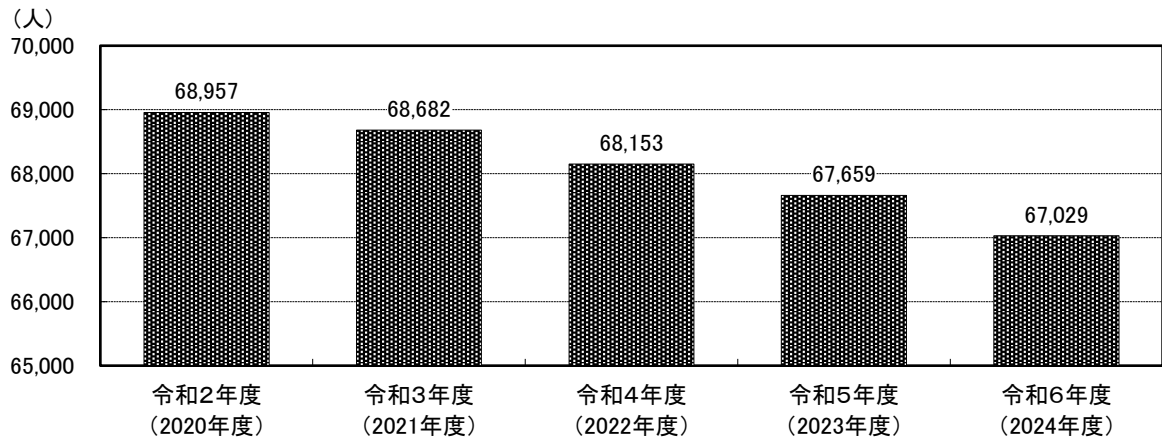


資料：寝屋川市ホームページ統計資料（各年4月1日現在）

イ 介護保険第1号被保険者数

第1号被保険者数は、令和2(2020)年度をピークに減少傾向となっており、令和6(2024)年度末現在67,029人となっています。

■介護保険第1号被保険者数の推移

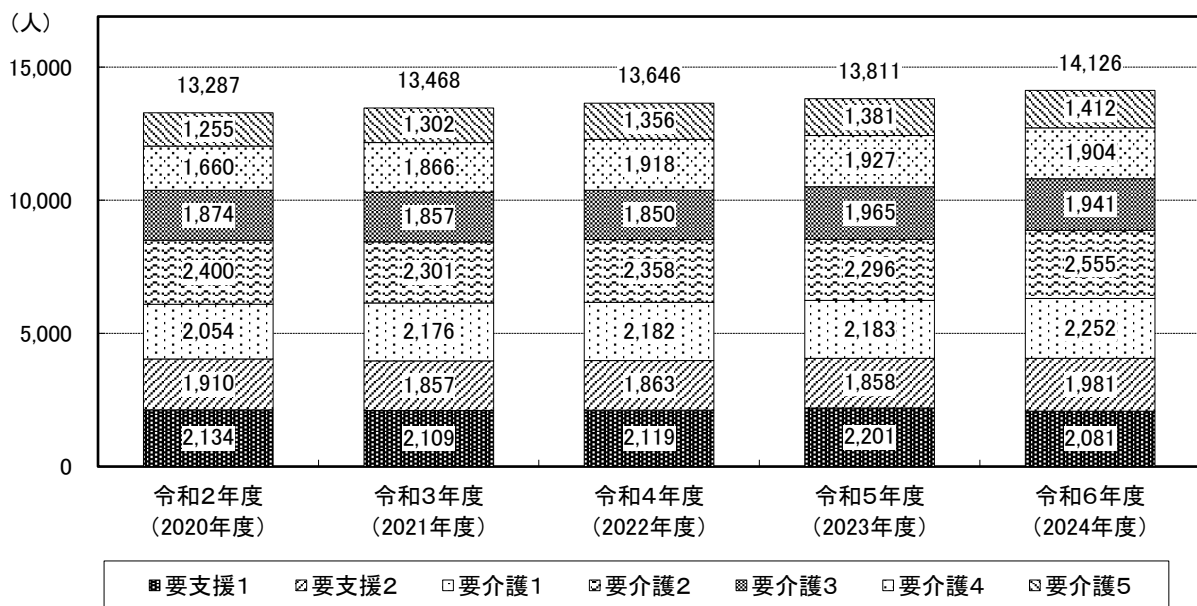


資料：高齢介護室資料 介護保険事業状況報告（各年度末現在）

ウ 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は、年々増加しており、令和6(2024)年度末現在14,126人となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移

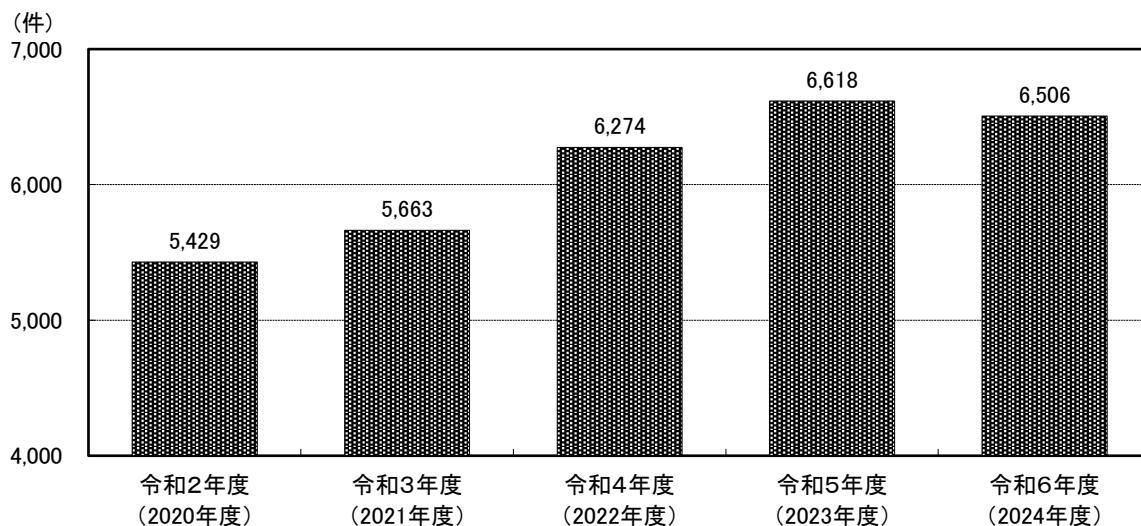


資料：高齢介護室資料 介護保険事業状況報告（各年度末現在）

工 地域包括支援センター相談件数

地域包括支援センター相談件数は、令和2(2020)年度以降増加傾向にありましたが、令和5(2023)年度以降減少し、令和6(2024)年度末現在では6,506件となっています。

■地域包括支援センター相談件数の推移

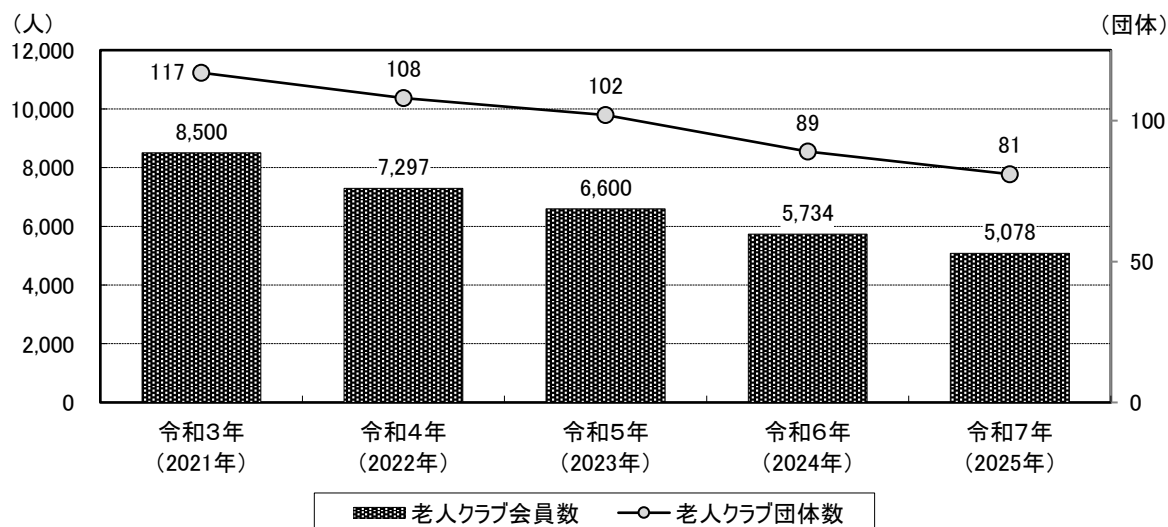


資料：地域包括支援センター事業報告書（各年度末現在）

オ 老人クラブ会員数及び団体数

老人クラブ会員数及び団体数は、会員数、団体数ともに減少傾向となっており、令和7(2025)年4月1日現在、会員数が5,078人、団体数が81団体となっています。

■老人クラブ会員数及び団体数の推移



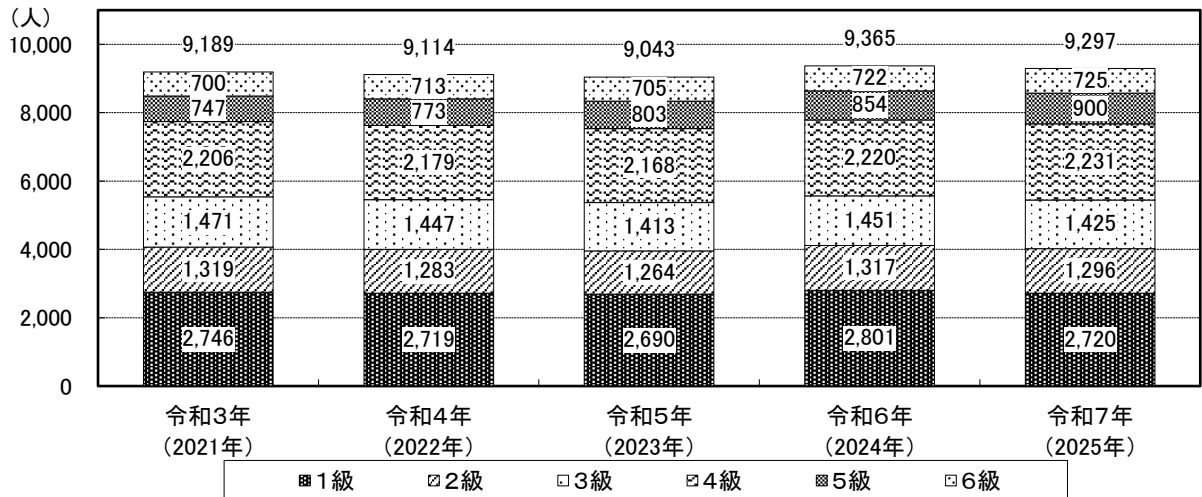
資料：高齢介護室資料（各年4月1日現在）

(3) 障害のある人の状況

ア 身体障害者手帳*所持者数

身体障害者手帳所持者数は、令和7(2025)年4月1日現在9,297人となっており、等級別には5・6級の手帳所持者数が増加傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数の推移

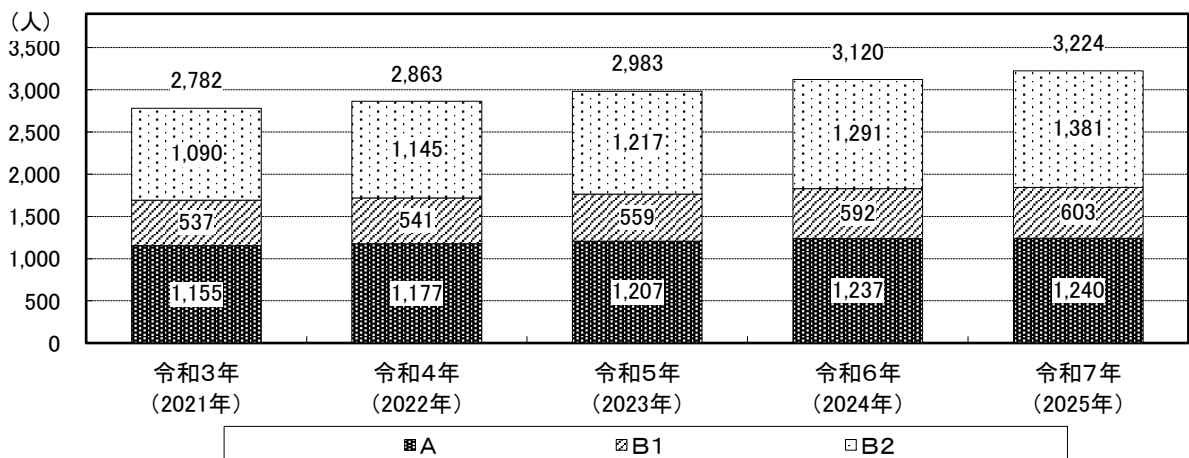


資料：障害福祉課資料（各年4月1日現在）

イ 療育手帳*所持者数

療育手帳所持者数は、令和7(2025)年4月1日現在3,224人となっており、年々増加しています。

■療育手帳所持者数の推移

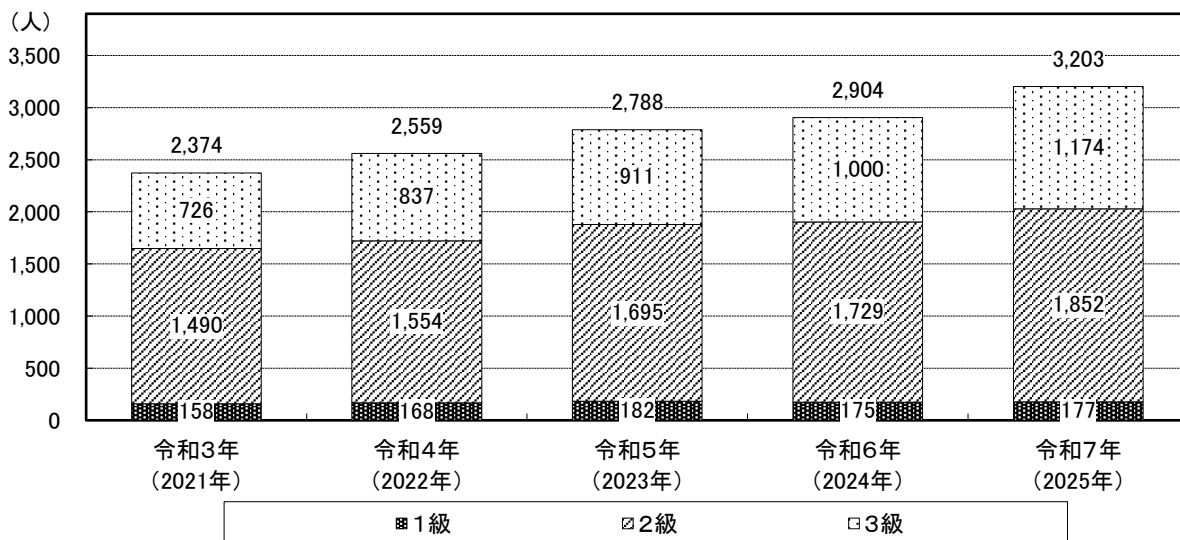


資料：障害福祉課資料（各年4月1日現在）

ウ 精神障害者保健福祉手帳*所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和7(2025)年4月1日現在3,203人となっており、増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

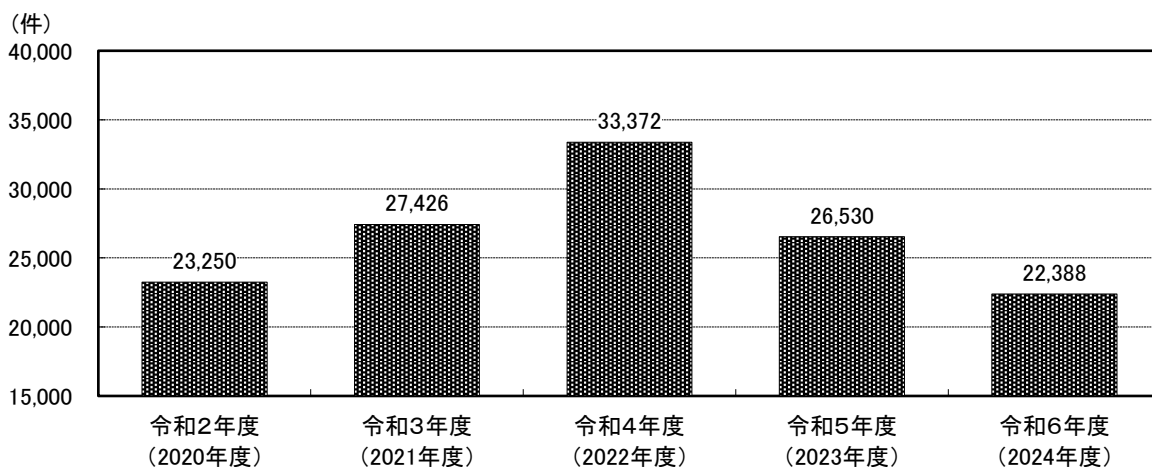


資料：障害福祉課資料（各年4月1日現在）

エ 障害者基幹型相談支援センター相談件数

障害者基幹型相談支援事業は、令和2(2020)年度から基幹相談支援センター等機能強化事業に統合されており、令和6(2024)年度末現在22,388件となっています。

■障害者基幹型相談支援センター相談件数の推移



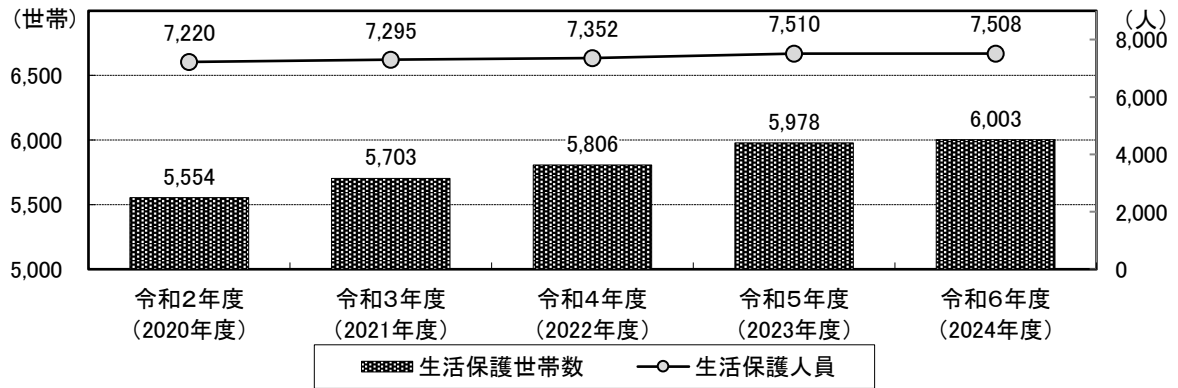
資料：障害福祉課資料（各年度末現在）

(4) 生活保護の状況

ア 生活保護世帯数、生活保護人員

生活保護世帯数、生活保護人員とも増加傾向となっており、令和6(2024)年度末現在では6,003世帯、7,508人となっています。

■生活保護世帯数、生活保護人員の推移



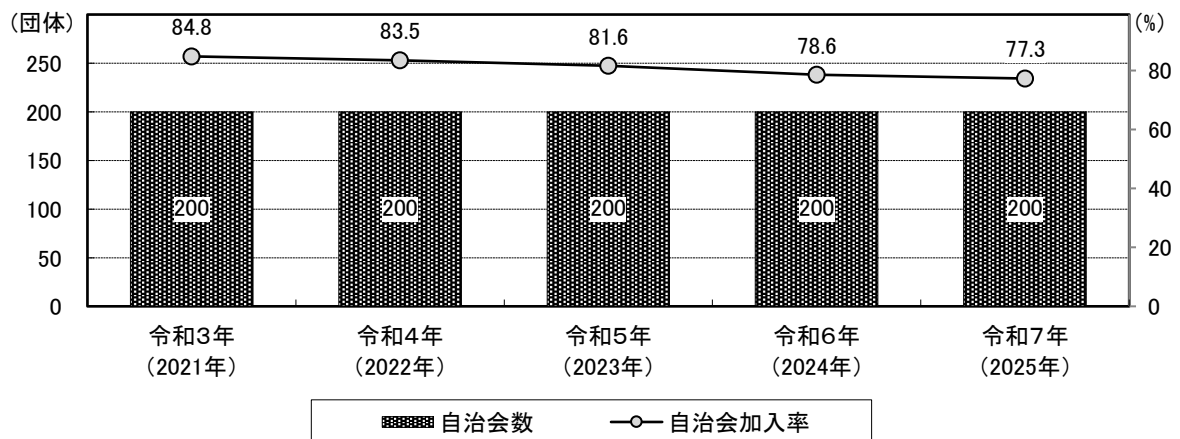
資料：保護課資料（各年度末現在）

(5) 地域活動団体等の状況

ア 自治会数・自治会加入率

自治会数は、平成30(2018)年以降横ばいで推移しており、令和7(2025)年4月1日現在200団体となっていますが、自治会加入率は減少傾向となっており、令和7(2025)年4月1日現在77.3%となっています。

■自治会数・自治会加入率の推移

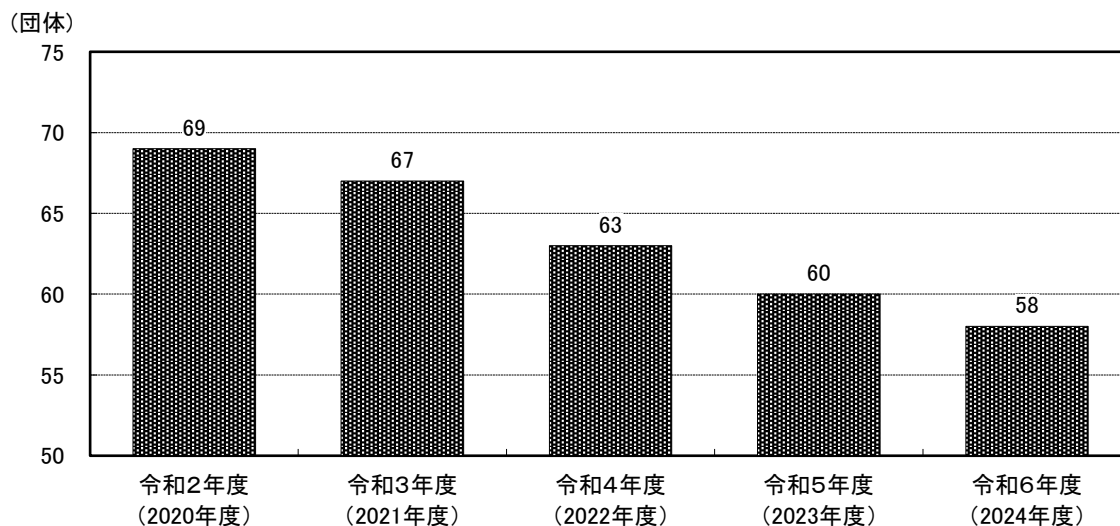


資料：市民活動振興室資料（各年4月1日現在）

イ NPO法人数

NPO法人数は、令和2(2020)年度をピークに減少傾向となっており、令和6(2024)年度末現在58団体となっています。

■NPO法人数の推移



資料：市民活動振興室資料（各年度末現在）

ウ 社会福祉協議会のボランティア登録数

社会福祉協議会登録ボランティア団体数は、令和6(2024)年度末現在で50団体、登録人数は42人となっています。

■社会福祉協議会のボランティア登録数の推移

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
ボランティア団体数	51	47	47	52	50
ボランティア団体数(人)	945	838	837	920	853
ボランティア登録人数	27	24	24	32	42

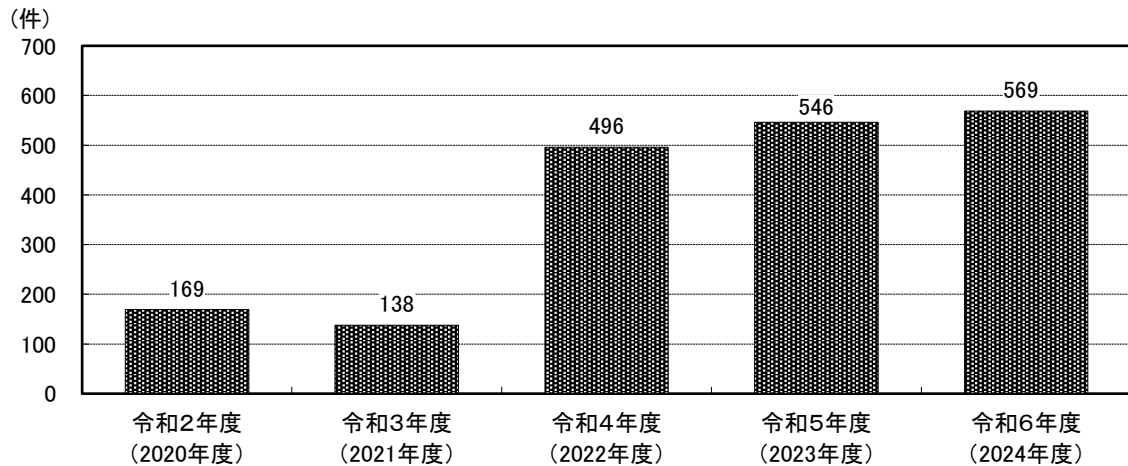
資料：社会福祉協議会事業報告書（各年度末現在）

エ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）相談件数

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは、様々な生活の困りごとのために、福祉的な支援が必要な人への相談・支援を地域に密着して行う役割の人をいいます。

相談件数の推移は、令和4（2022）年度以降増加傾向となっており、令和6（2024）年度末現在では569件となっています。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）相談件数の推移

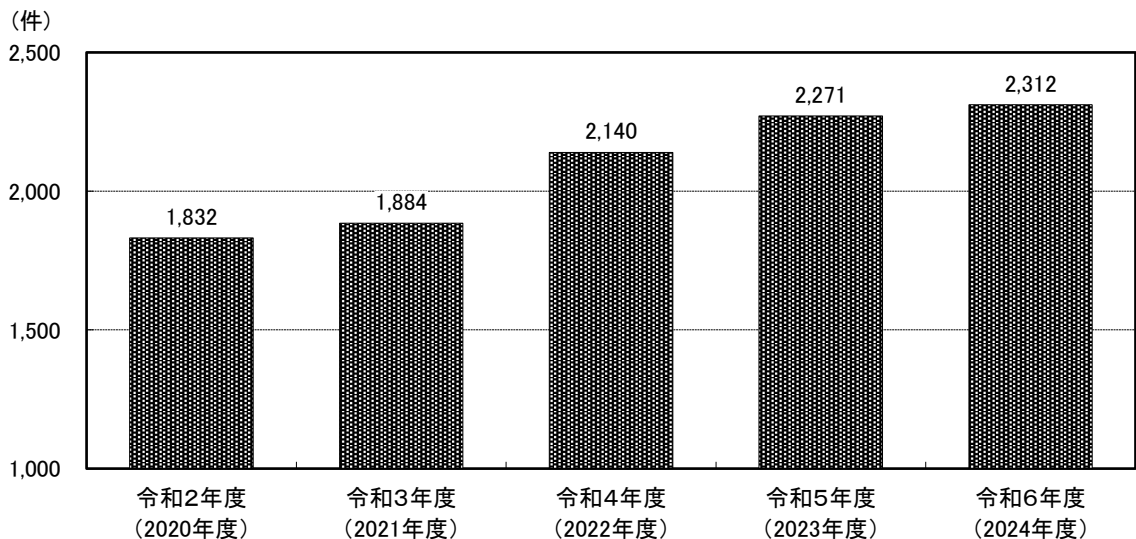


資料：社会福祉協議会事業報告書（各年度末現在）

オ こども相談窓口相談件数

こども相談窓口相談件数は、増加傾向にあり、令和6（2024）年度末現在では2,312件となっています。

■こども相談窓口相談件数の推移

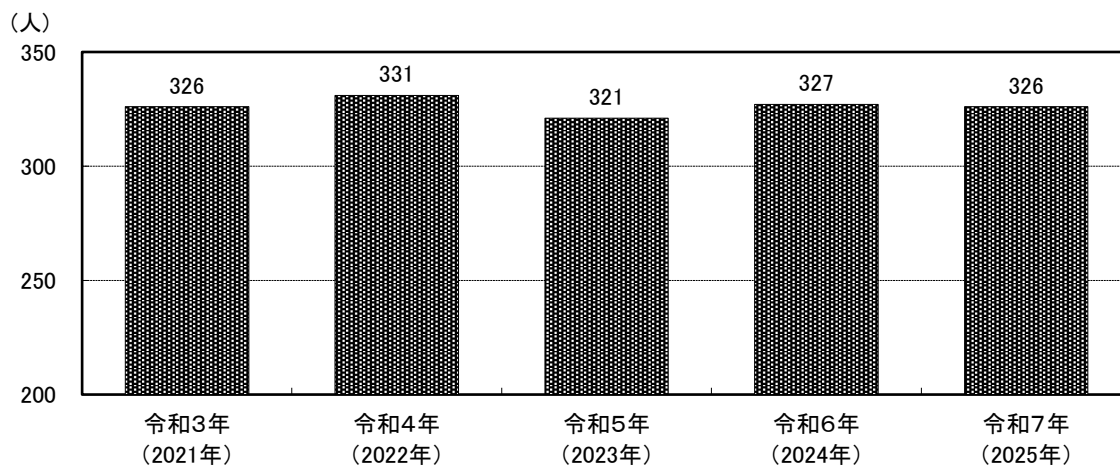


資料：こどもを守る課資料（各年度末現在）

カ 民生委員・児童委員の人数

民生委員・児童委員の人数は、令和2(2020)年の326人以降横ばいで推移しており、令和7(2025)年4月1日現在326人となっています(定数355人)。

■民生委員・児童委員の人数の推移



資料：福祉総務課資料(各年4月1日現在)

キ 福祉基金への寄附件数及び金額

福祉基金への寄附件数は増加傾向にあり、令和6(2024)年5月31日現在で812件、寄附金額は46,283,560円となっています。

■福祉基金への寄附件数及び金額の推移

単位：件、円	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
寄附件数	146	234	397	622	812
寄附金額	8,290,297	4,056,732	16,199,000	30,385,000	46,283,560

※福祉総務課資料(各年度5月31日現在)

(6) 医療費の状況

ア 国民健康保険医療費及び健康保険医療費

国民健康保険の一人当たりの医療費は、令和2(2020)年度に一時減少したものの、その後は一般被保険者、前期高齢者ともに増加傾向となっており、令和6(2024)年度では一般被保険者が417,726円、前期高齢者が617,968円となっています。

また、健康保険の一人当たりの医療費(後期高齢者)の推移をみると、増減を繰り返しており、令和6(2024)年度では1,031,139円となっています。

■国民健康保険医療費及び健康保険医療費の推移

単位：円	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
国民健康保険 一人当たりの医療費 (一般被保険者)	387,264	409,272	412,034	423,674	417,726
国民健康保険 一人当たりの医療費 (前期高齢者)	571,970	604,000	600,994	629,840	617,968
健康保険 一人当たりの医療費 (後期高齢者)	980,853	1,012,415	1,026,309	1,018,760	1,031,139

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)大阪府後期高齢者広域連合市町村ホームページ

2 アンケート調査の主な結果

(1) 調査の概要

ア 調査目的

本計画の策定に向けて、市内在住の18歳以上の市民、地域福祉に関わる活動・事業に取り組んでいる団体を対象に、地域の現状や福祉に対する意識、取組状況等を伺い、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

イ 調査の対象と実施方法

アンケート調査は、以下の2つの対象（市民、福祉関係団体）に分けて、令和6（2024）年9月に実施しました。今回からインターネットを通じたWEB回答を受け付けました。

調査対象	18歳以上の市民	福祉関係団体
調査対象	市内在住の18歳以上の市民 （無作為抽出）3,477名	地域福祉に関わる活動・事業に取り組んでいる団体 603団体
調査方法	郵送による配布・回収（催告1回） 及びWEB回答を併用	郵送もしくは直接配布・回収（催告1回） 及びWEB回答を併用
調査期間	令和6（2024）年9月6日～9月30日	
回収状況	有効回答数 1,875件 （うち紙 1,554件、WEB 321件） 有効回答率 53.9%（前回47.7%）	有効回答数 403件 （うち紙 324件、WEB 79件） 有効回答率 66.8%（前回54.9%）

ウ 留意点

アンケート調査結果における各設問の母数n（Number of caseの略）は、設問に対する有効回答者数を意味します。

各選択肢の構成比（%）は小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

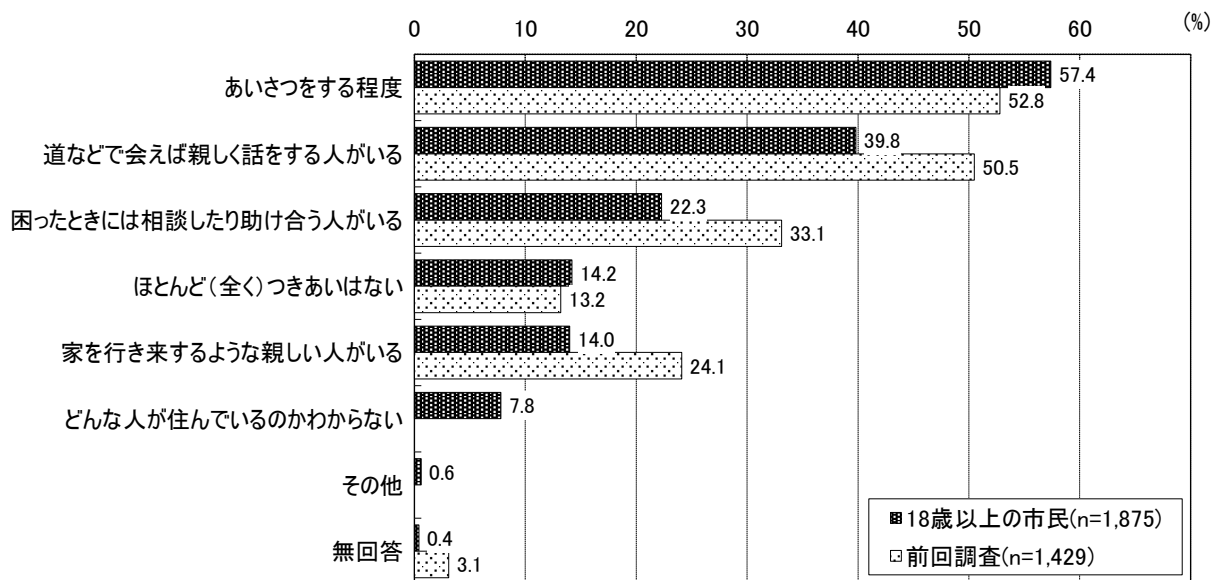
グラフ中の数字は、特に断り書きのないかぎりすべて構成比を意味し、単位は%です。

(2) 18歳以上の市民を対象にしたアンケート調査結果

地域福祉計画の策定に向けたアンケート調査報告書（令和7（2025）年3月）から抜粋

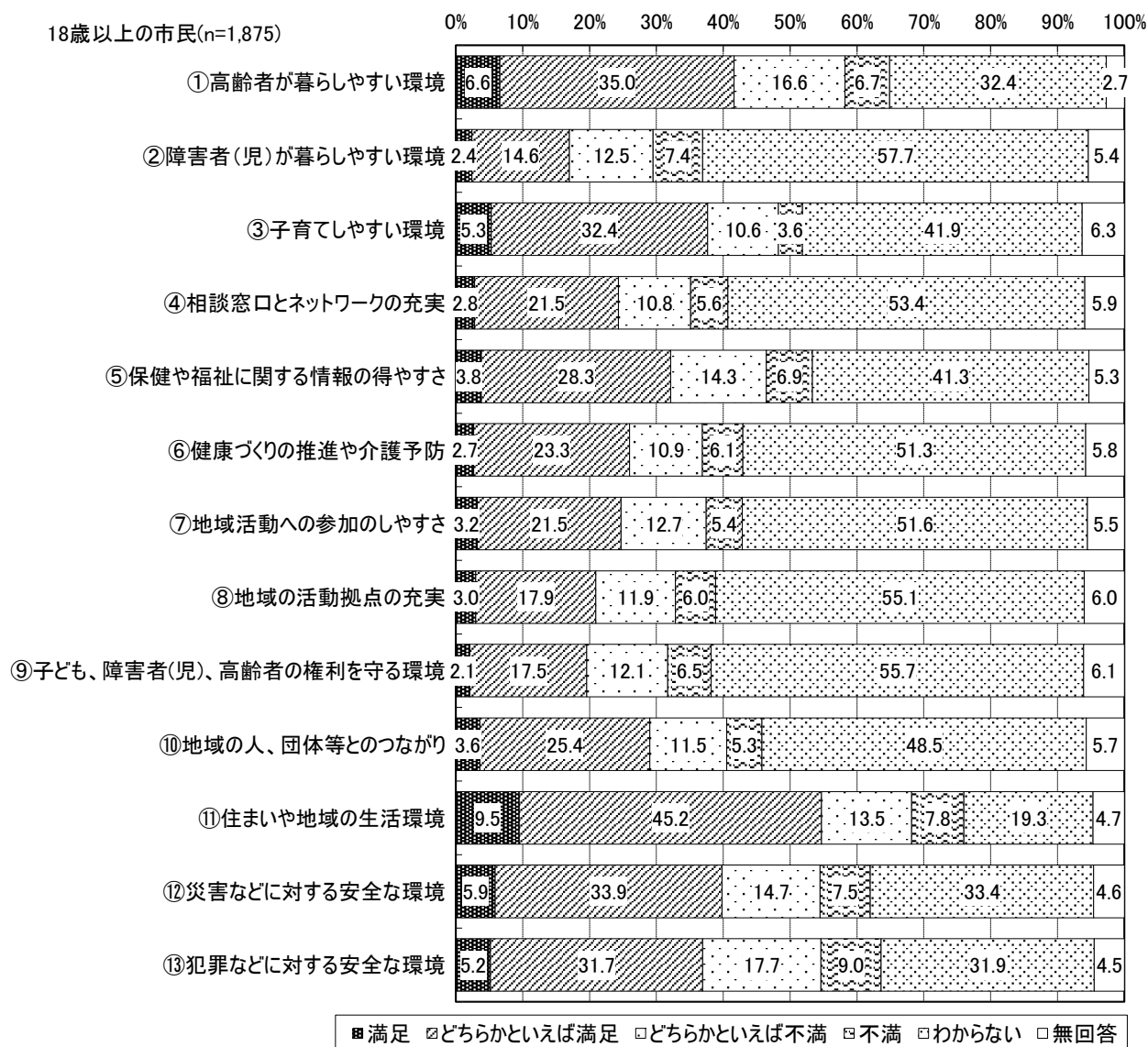
■近所の人とどの程度の交流がありますか。

- 「あいさつをする程度」が最も多く、次いで「道などで会えば親しく話をする人がいる」、「困ったときには相談したり助け合う人がいる」の順となっています。
- 「困ったときには相談したり助け合う人がいる」「家を行き来するような親しい人がいる」「道などで会えば親しく話をする人がいる」と答える人が前回調査より大きく減っています。



■現在お住いの地域での暮らしに関する環境についてどのように感じていますか。

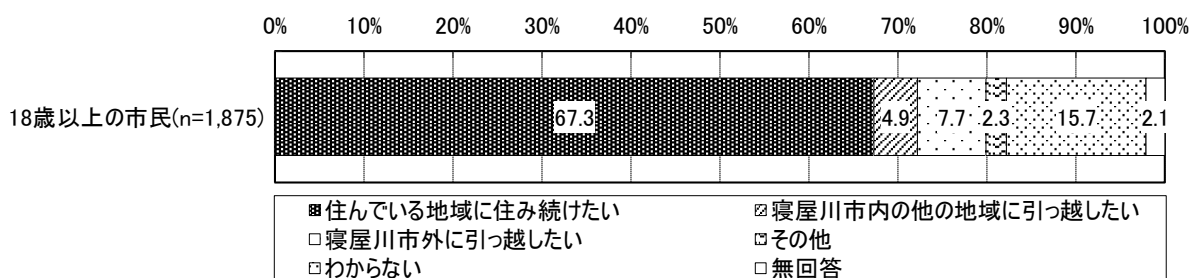
- 居住地での暮らしに関する環境について13項目にわたり、満足か不満かを尋ねたところ、「⑩住まいや地域の生活環境」は「満足」「どちらかといえば満足」と答えた人が合わせて54.7%となり、半数以上の人々が満足感を示しています。
- これに次いで満足感が高いものは順に「①高齢者が暮らしやすい環境」が41.6%、「⑫災害などに対する安全な環境」が39.8%、「③子育てしやすい環境」が37.7%、「⑬犯罪などに対する安全な環境」が36.9%、「⑤保健や福祉に関する情報の得やすさ」が32.1%、「⑩地域の人、団体等とのつながり」が29.0%などとなっています。
- 「①高齢者が暮らしやすい環境」については、年齢が高くなるほど多くみられます。
- 「③子育てしやすい環境」と「④相談窓口とネットワークの充実」「⑤保健や福祉に関する情報の得やすさ」については、子育て世代で満足感が高くなっています。



■これからもお住まいの地域に住み続けたいですか。

○「住んでいる地域に住み続けたい」が67.3%、「寝屋川市内の他の地域に引っ越したい」が4.9%と、合わせて72.2%の人が寝屋川市内での定住意向を示しています。

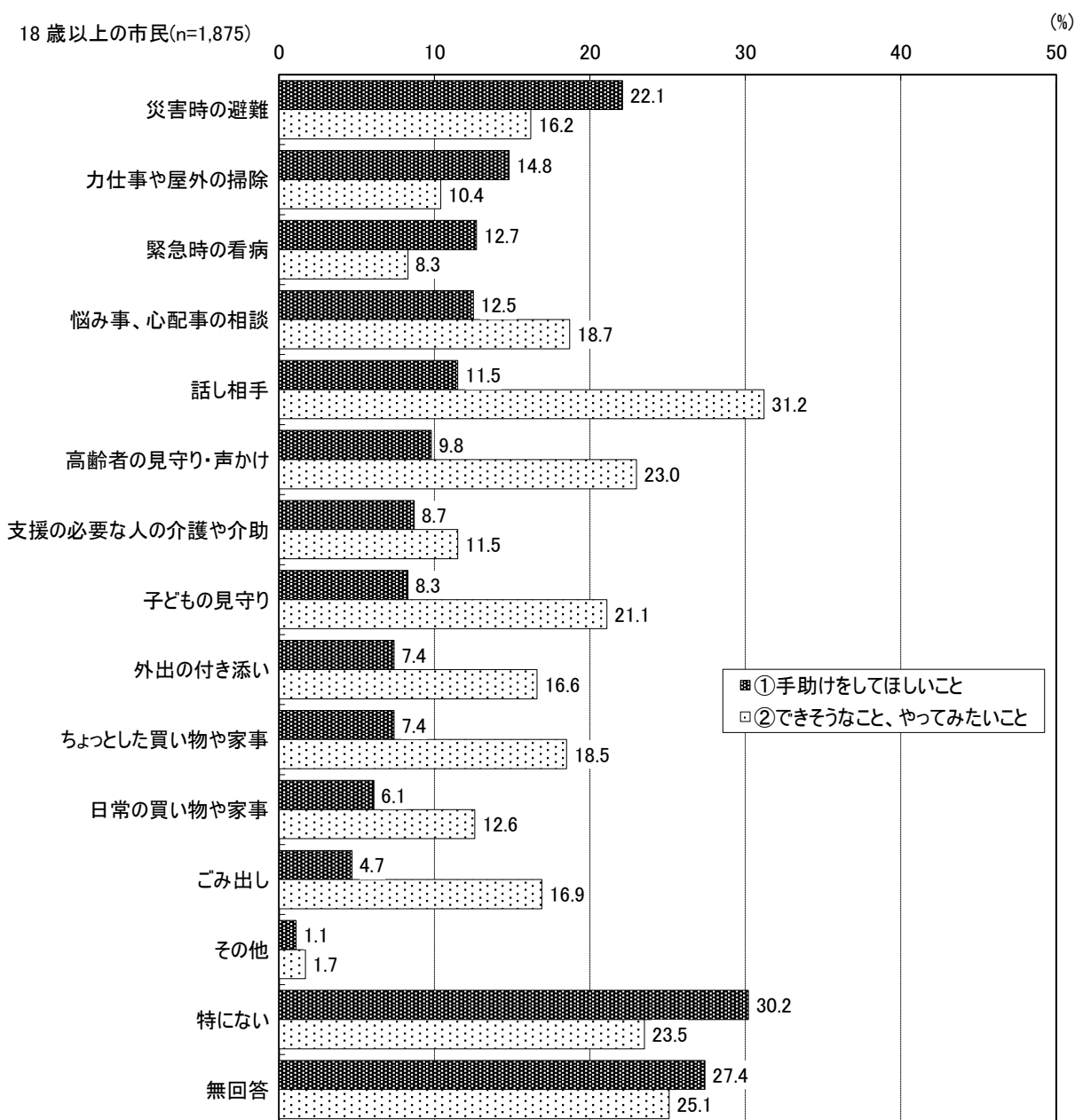
○年齢別にみると、「住んでいる地域に住み続けたい」は年齢が高くなるほど、「寝屋川市外に引っ越したい」は年齢が若くなるほど多くみられます。



■今後、ご近所とのおつきあいのなかで、あなたが「手助けをしてほしい」と思うことがありますか。また逆に、あなたご自身ができそうなこと、やってみたいと思うことがありますか。

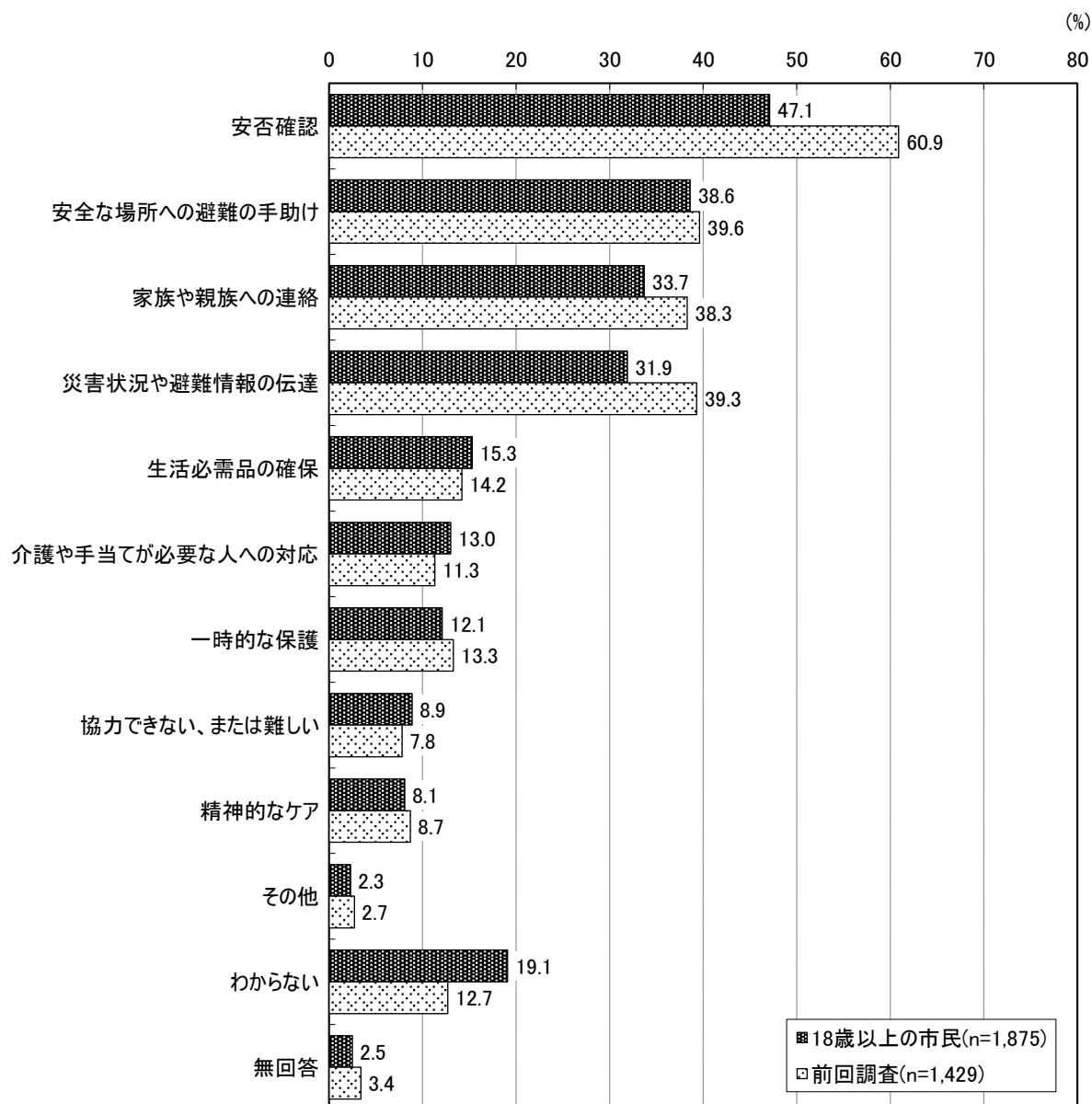
○手助けをしてほしい内容では、「災害時の避難」が22.1%と最も多く、次いで「力仕事や屋外の掃除」が14.8%、「緊急時の看病」が12.7%、「悩み事、心配事の相談」が12.5%、「話し相手」が11.5%の順となっています。

○できそうなこと、やってみたい内容としては「話し相手」が31.2%と最も多く、次いで「高齢者の見守り・声かけ」が23.0%、「子どもの見守り」が21.1%、「悩み事、心配事の相談」が18.7%、「ちょっとした買い物や家事」が18.5%の順となっています。



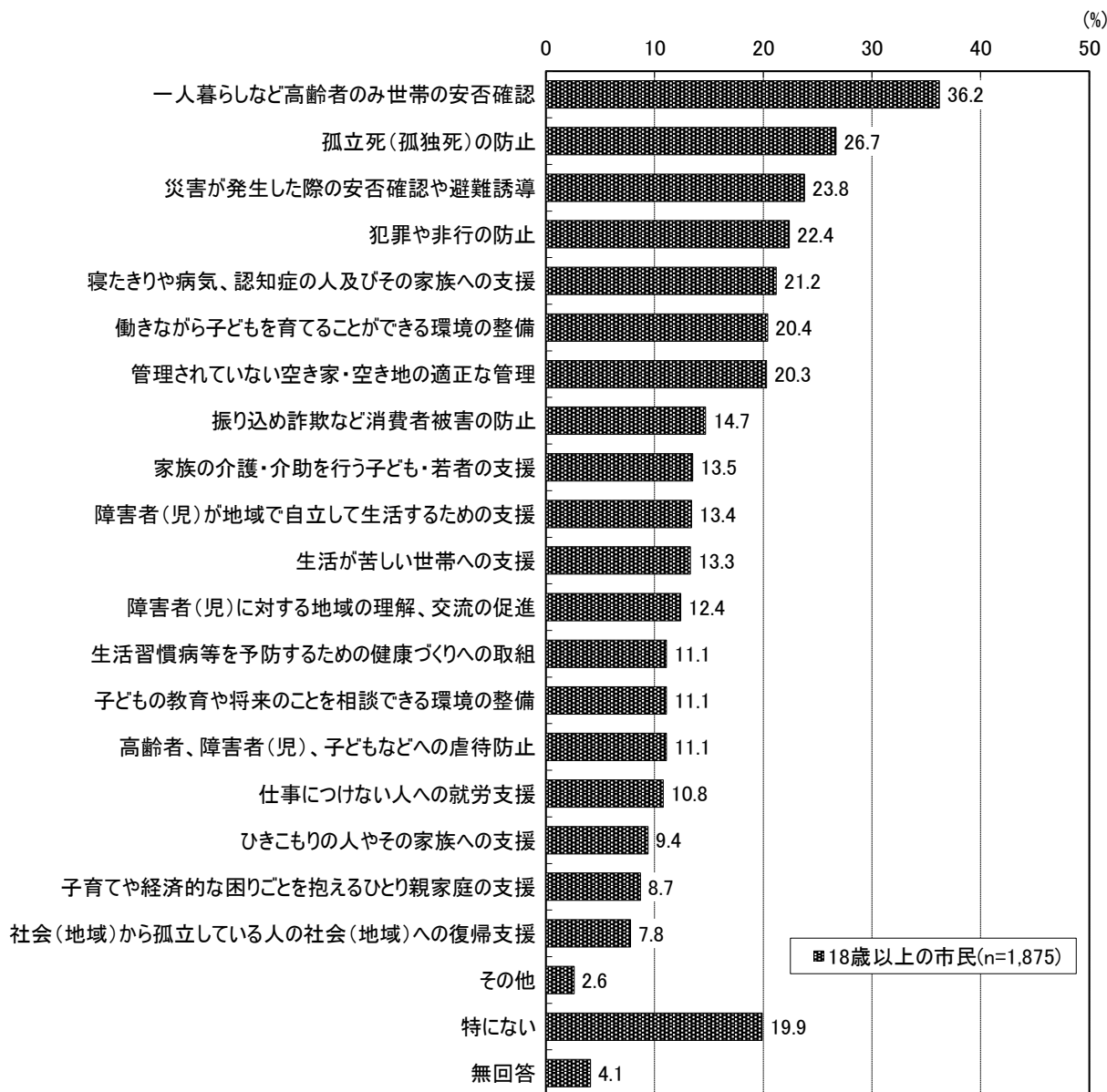
■大地震などの災害が起こった時に、あなたはご家族以外で、支援が必要な人のためにどのような助け合いや協力ができますか。

○「安否確認」が最も多く、次いで「安全な場所への避難の手助け」、「家族や親族への連絡」、「災害状況や避難情報の伝達」と続いています。いずれも前回調査の結果より割合が低下しています。



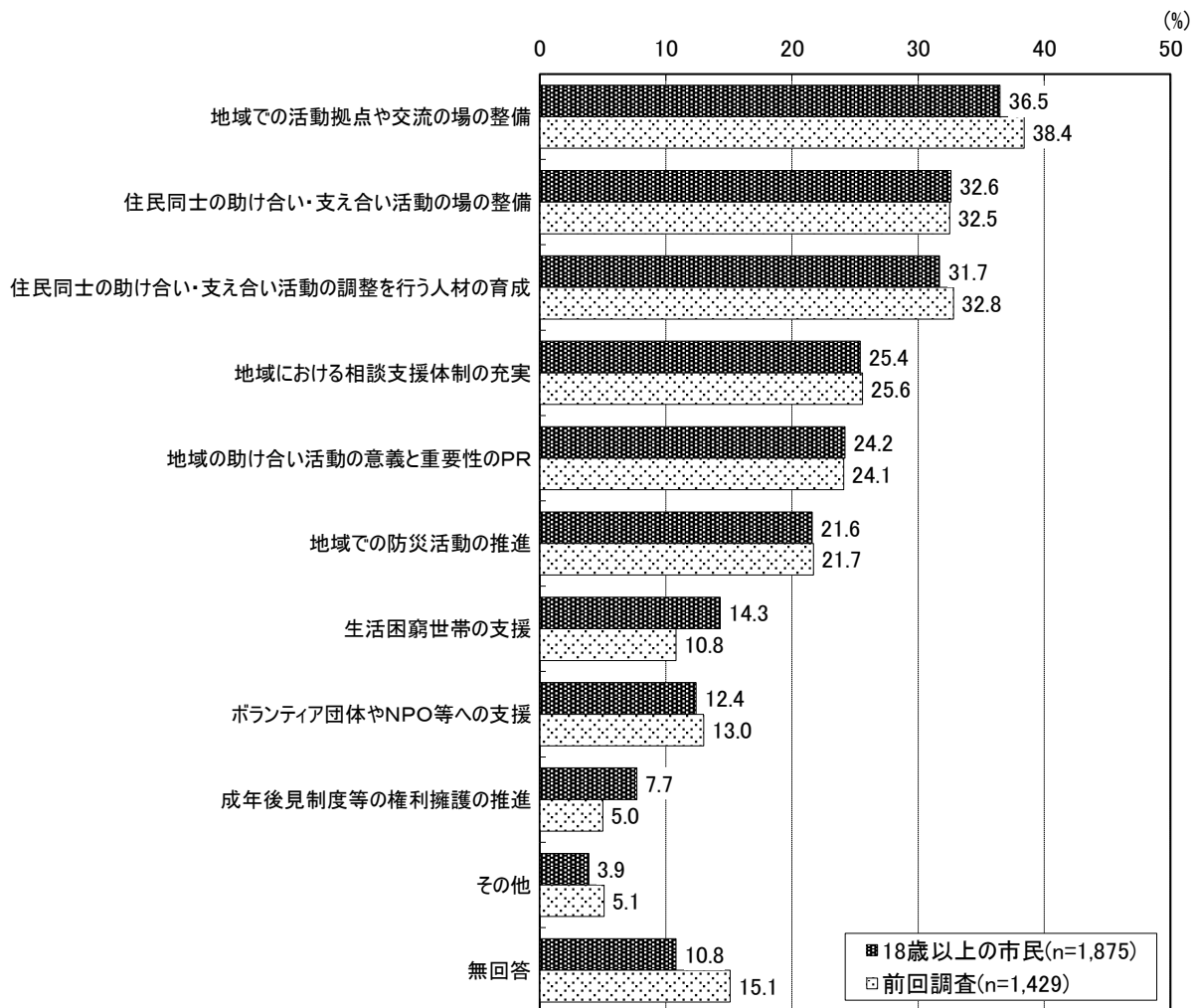
■お住まいの地域で日頃気になっていたり、課題と感じていることはありますか。

○「特にない」と無回答を除いて、76.0%の人が何らかの課題を挙げており、内容別には「一人暮らしなど高齢者のみ世帯の安否確認」が36.2%と最も多く、次いで「孤立死（孤独死）の防止」が26.7%、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導」が23.8%、「犯罪や非行の防止」が22.4%、「寝たきりや病気、認知症の人及びその家族への支援」が21.2%、「働きながら子どもを育てることができる環境の整備」が20.4%、「管理されていない空き家・空き地の適正な管理」が20.3%の順となっています。



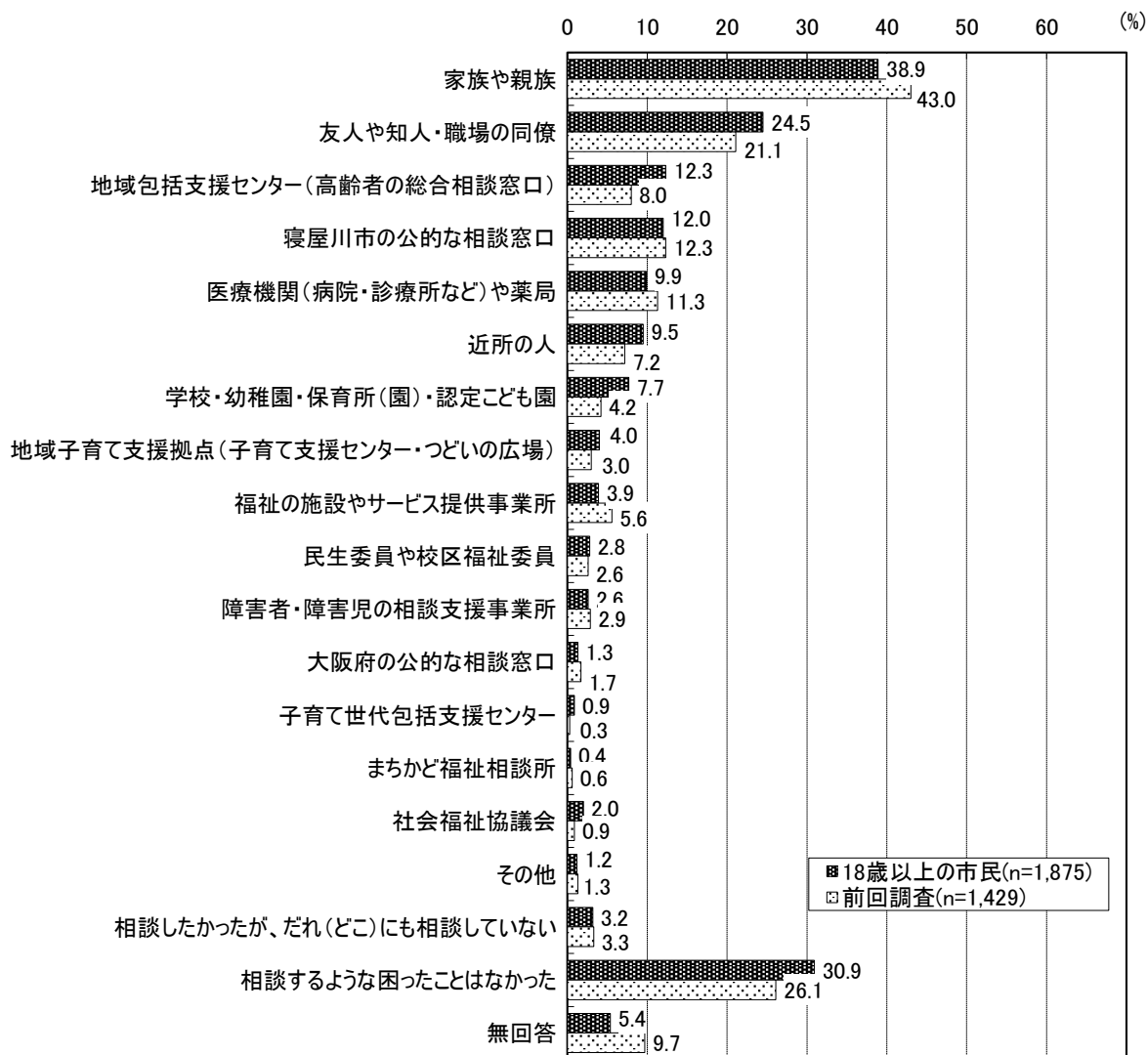
■身近な地域における住民同士の助け合い、支え合いを推進していくためには、どのようなことに力を入れたらよいと思いますか。

○「地域での活動拠点や交流の場の整備」が36.5%と最も多く、次いで「住民同士の助け合い・支え合い活動の場の整備」が32.6%、「住民同士の助け合い・支え合い活動の調整を行う人材の育成」が31.7%、「地域における相談支援体制の充実」が25.4%、「地域の助け合い活動の意義と重要性のPR」が24.2%、「地域での防災活動の推進」が21.6%の順となっています。

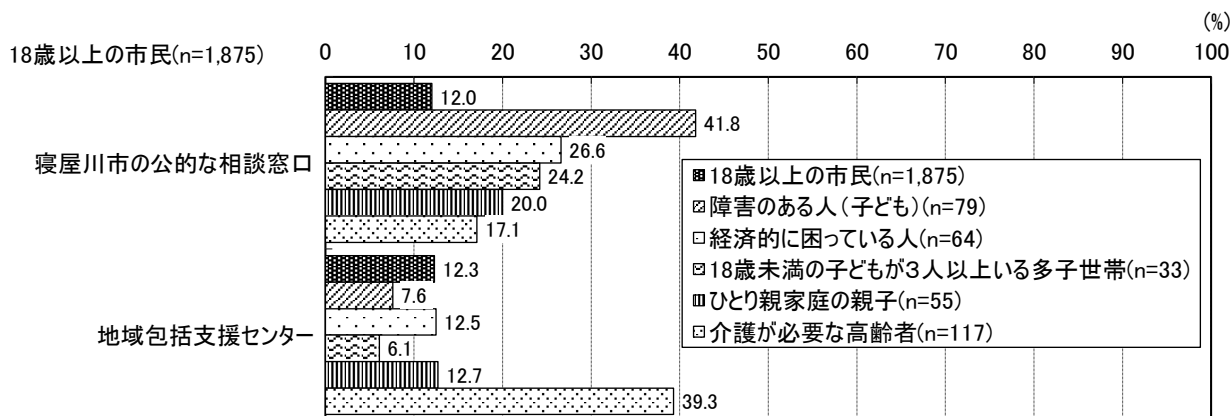


■これまで福祉、介護、子育てなどで困ったときに相談したことがある人（ところ）がありますか。

○「家族や親族」が38.9%と最も多く、次いで「相談するような困ったことはなかった」が30.9%、「友人や知人・職場の同僚」が24.5%、「地域包括支援センター（高齢者の総合相談窓口）」が12.3%、「寝屋川市の公的な相談窓口」が12.0%、「医療機関（病院・診療所など）や薬局」が9.9%、「近所の人」が9.5%の順となっています。

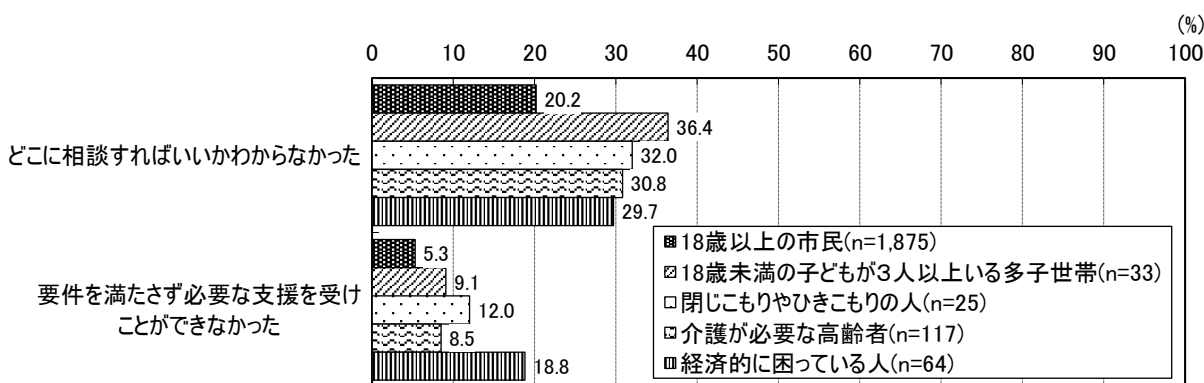
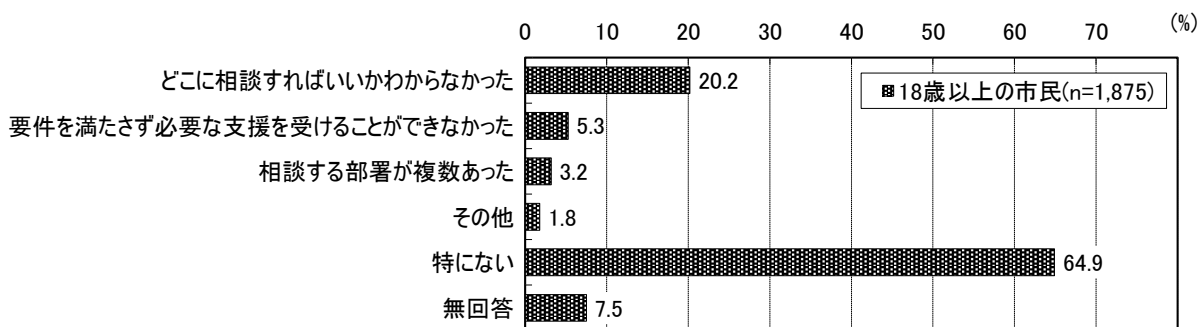


○「寝屋川市の公的な相談窓口」については、障害のある人(子ども)と一緒に暮らしている人で41.8%、経済的に困っている人で26.6%、18歳未満の子どもが3人以上いる多子世帯が24.2%と、相談ニーズが高くなっています。「地域包括支援センター」については、介護が必要な高齢者と一緒に暮らしている人で39.3%と多くみられます。



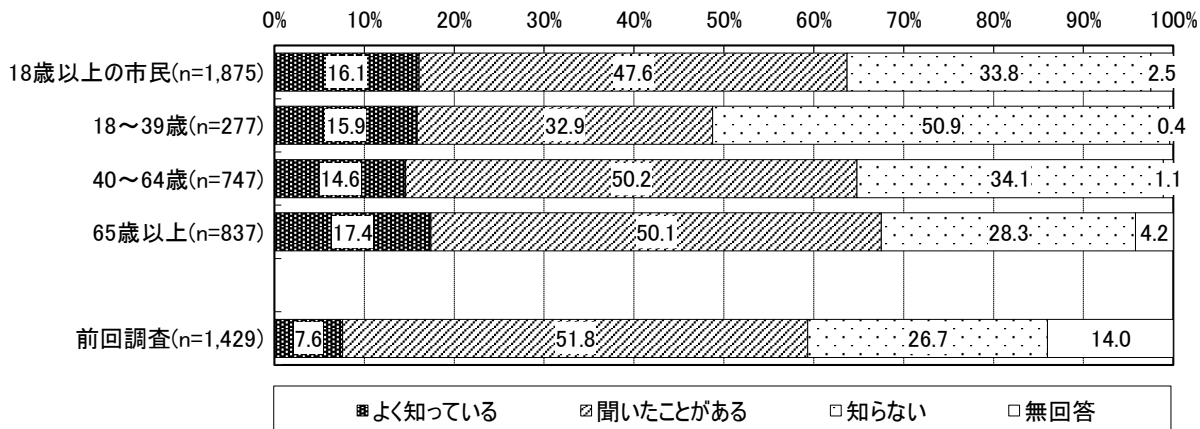
■あなたやご家族が抱える悩みについて、市に相談するときに困ったことがありますか。

- 「特にない」という人が64.9%を占めており、困った経験のある内容としては「どこに相談すればいいかわからなかった」が20.2%となっています。
- 属性別にみると、「どこに相談すればいいかわからなかった」は、18歳未満の子どもが3人以上いる多子世帯、閉じこもりやひきこもりの人、介護が必要な高齢者、経済的に困っている人と一緒に暮らしている人で多くみられます。



■「成年後見制度」を知っていますか。

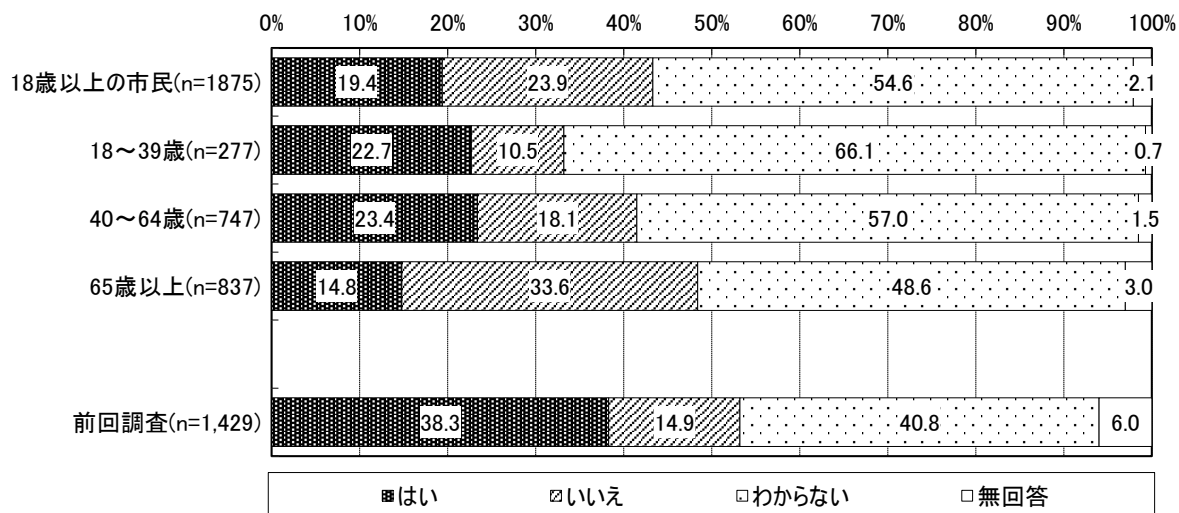
- 「聞いたことがある」が47.6%、「よく知っている」が16.1%と、合わせて63.7%の人が成年後見制度について名前は聞いたことがあると答えています。前回調査の結果と比べると、「よく知っている」と答える人が増えています。



■あなたご自身が認知症などで判断が十分にできなくなったとき、「成年後見制度」を利用したいと思いますか。

○「はい」と答えた人が19.4%と、前回調査の結果よりほぼ半分に減っており、「いいえ」と答えた人が23.9%と前回調査より増えています。

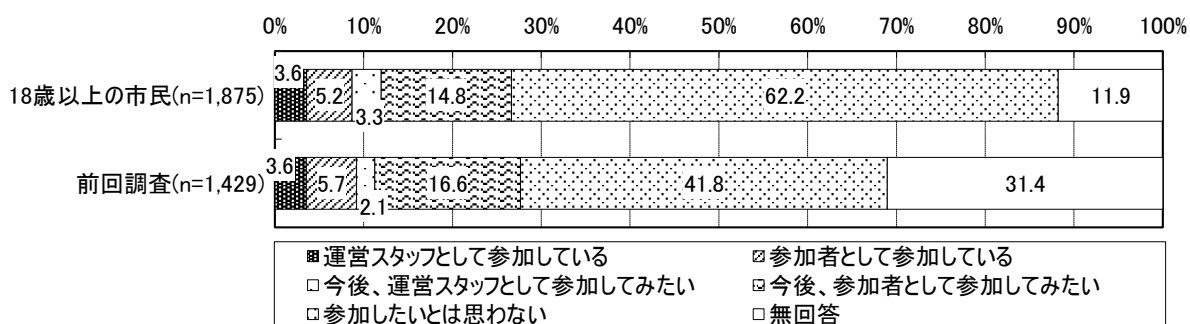
○年齢別にみると、年齢が高くなるほど「いいえ」と答える人が多くみられます。



■福祉に関する次のような活動に参加していますか。また、今後参加したいと思いますか。

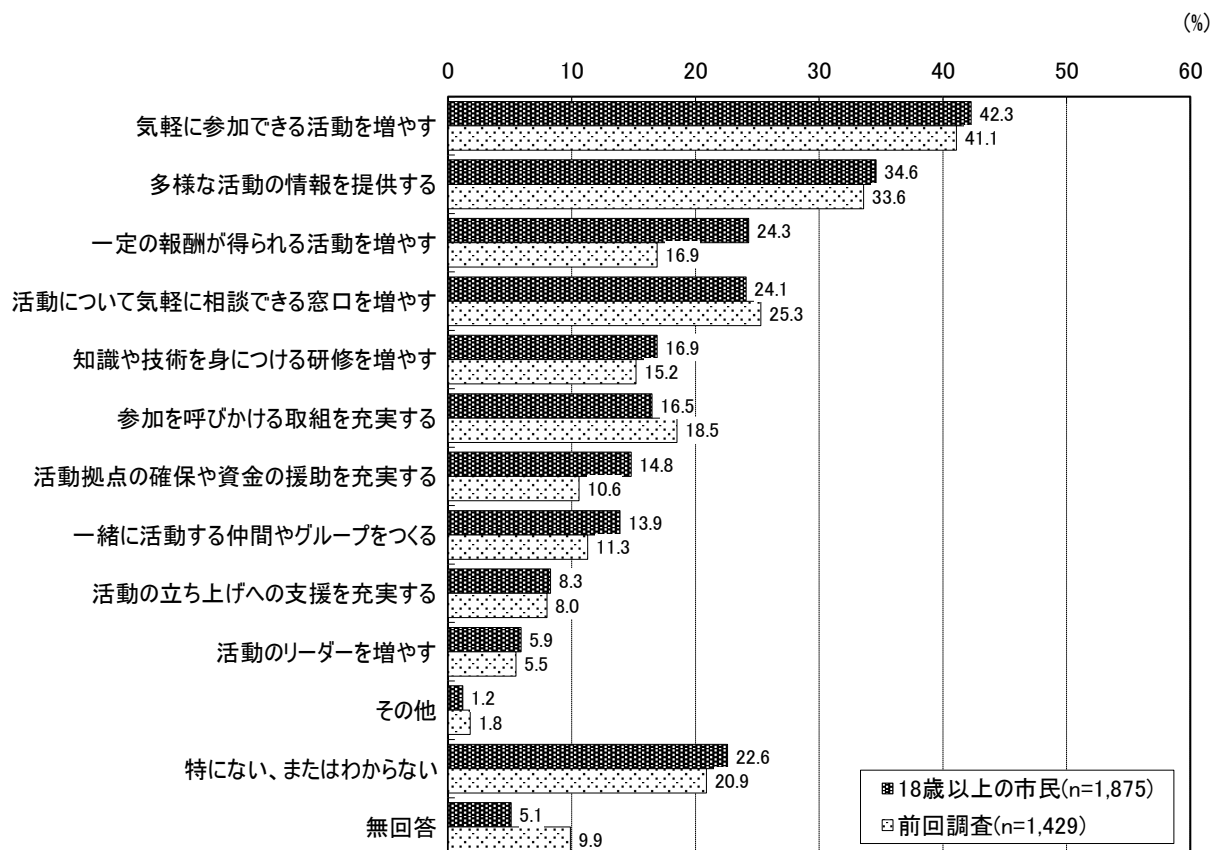
①自治会、地域協働協議会、校区福祉委員会（サロン）などの身近な地域での福祉活動

○「参加したいとは思わない」が62.2%、「今後、参加者として参加してみたい」が14.8%、「参加者として参加している」が5.2%、「運営スタッフとして参加している」が3.6%、「今後、運営スタッフとして参加してみたい」が3.3%となっています。



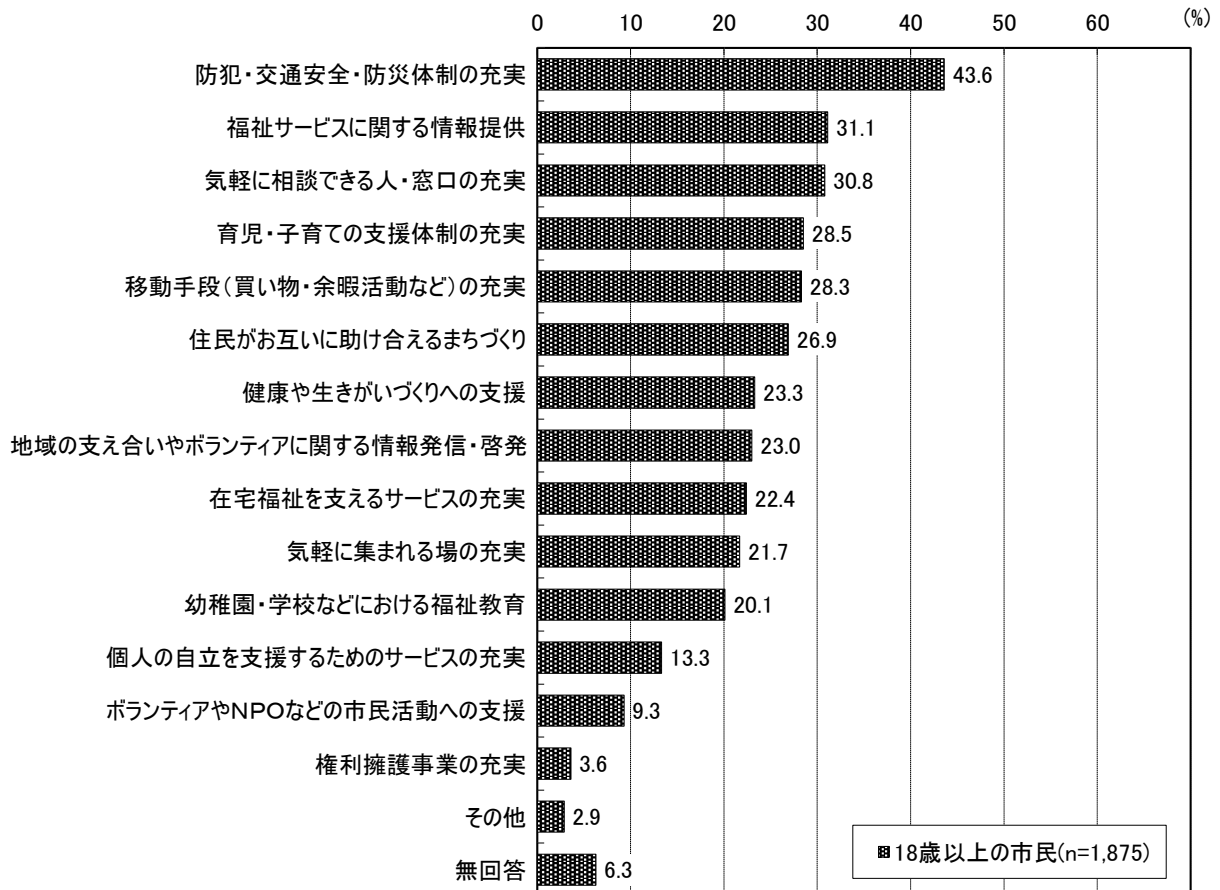
■市民が福祉に関する活動にもっと参加するには、どのような取組が“特に効果的”だと思いますか。

○「気軽に参加できる活動を増やす」が最も多く、次いで「多様な活動の情報を提供する」、「一定の報酬が得られる活動を増やす」、「活動について気軽に相談できる窓口を増やす」、「知識や技術を身につける研修を増やす」の順となっています。



■今後、寝屋川市としてどのような施策に力を入れるべきだと思われますか。

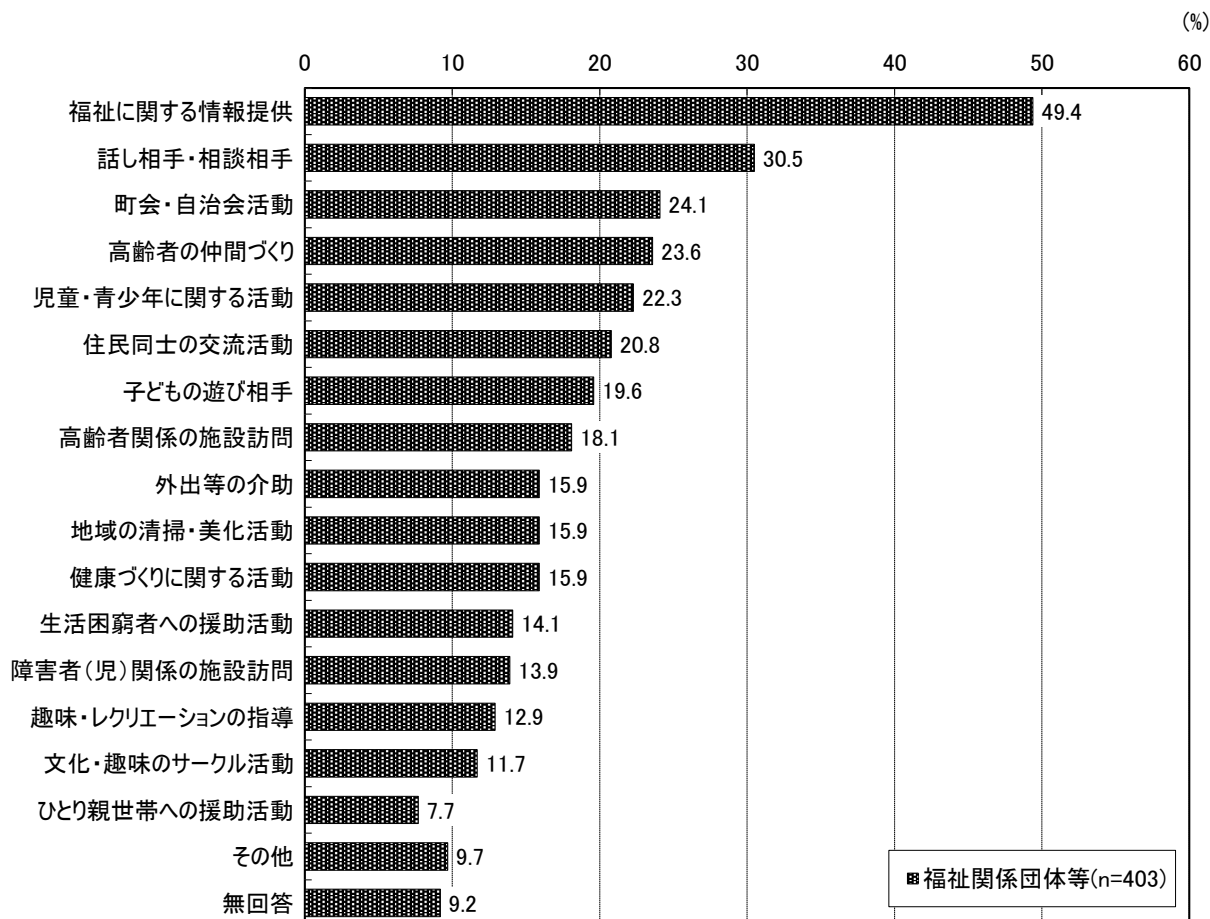
○「防犯・交通安全・防災体制の充実」が最も多く、次いで「福祉サービスに関する情報提供」、「気軽に相談できる人・窓口の充実」、「育児・子育ての支援体制の充実」、「移動手段（買い物・余暇活動など）の充実」、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」の順となっています。



(3) 福祉関係団体を対象にしたアンケート調査結果

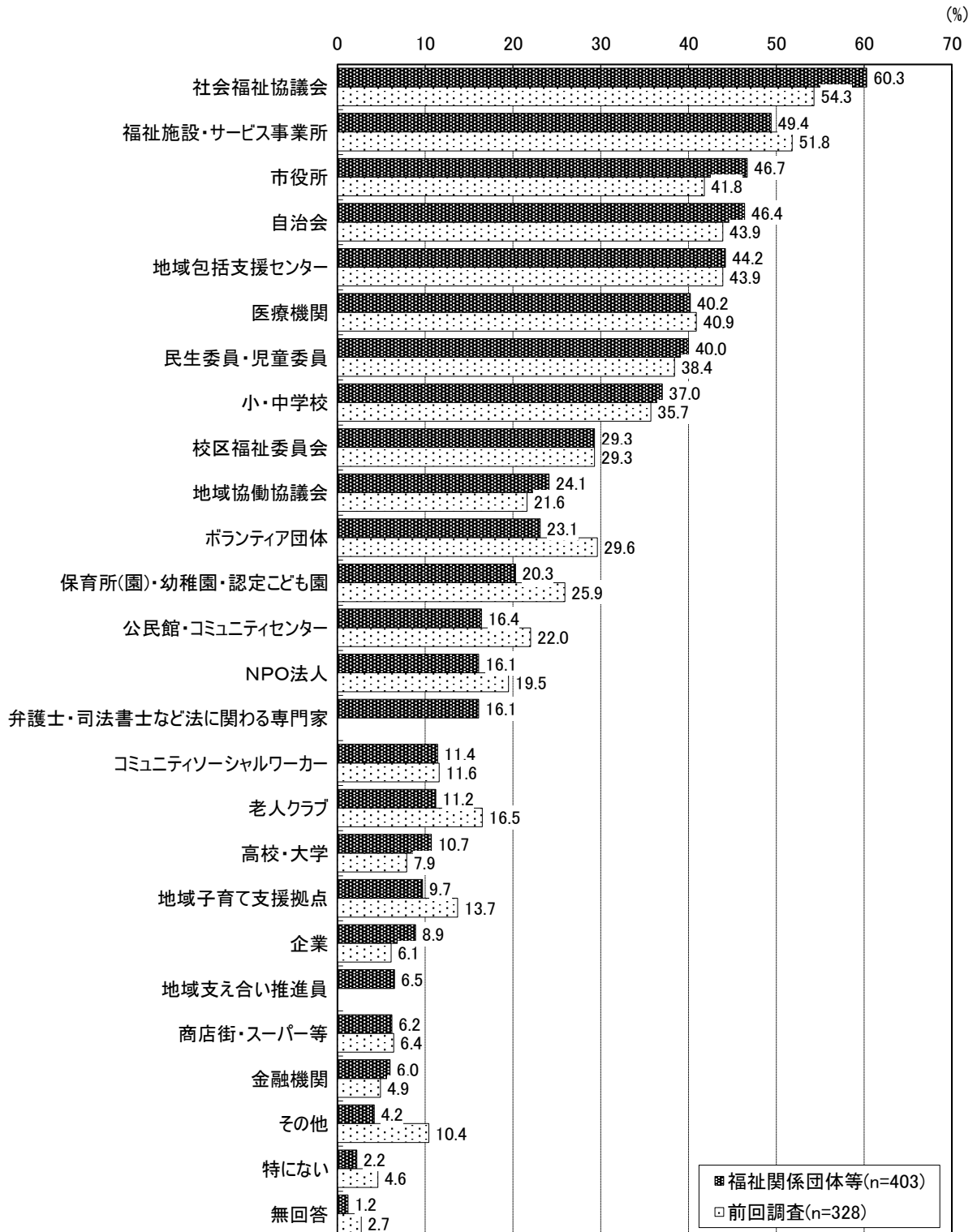
■寝屋川市内において現在取り組んでいる活動がありますか。

○「福祉に関する情報提供」が最も多く、次いで「話し相手・相談相手」、「町会・自治会活動」、「高齢者の仲間づくり」、「児童・青少年に関する活動」、「住民同士の交流活動」の順となっています。



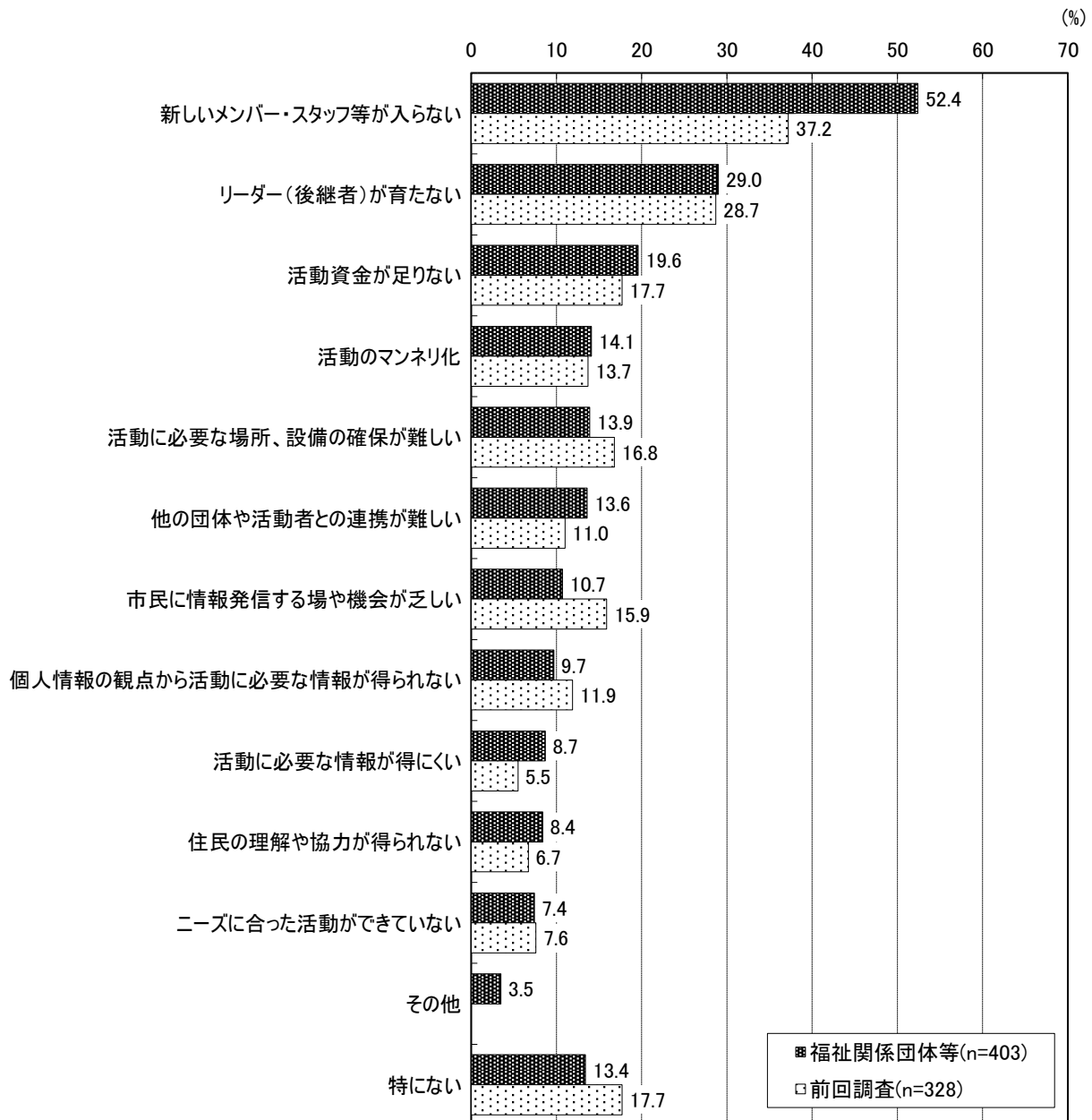
■現在、連携・協力関係にある団体、機関等がありますか。

○「社会福祉協議会」が最も多く、次いで「福祉施設・サービス事業所」、「市役所」、「自治会」、「地域包括支援センター」、「医療機関」、「民生委員・児童委員」、「小・中学校」、「校区福祉委員会」などの順となっています。



■団体活動を行う上で、困っていること・課題は何ですか。(〇はいくつでも)

- 「新しいメンバー・スタッフ等が入らない」が52.4%と最も多く、前回調査の37.2%より大きく割合が高まっています。
- これに次いで「リーダー（後継者）が育たない」が29.0%、「活動資金が足りない」が19.6%、「活動のマンネリ化」が14.1%、「活動に必要な場所、設備の確保が難しい」が13.9%、「他の団体や活動者との連携が難しい」が13.6%の順となっています。



3 計画策定の経過

(1) 策定の経過

令和6(2024)年 7月31日	令和6年度第1回寝屋川市地域福祉計画推進委員会 ・第5次寝屋川市地域福祉計画の策定に係るニーズ調査について ・重層的支援体制整備事業に関する取組について
9月6日 ～ 9月30日	18歳以上の市民及び福祉関係団体に対するアンケート調査
11月6日	令和6年度第2回寝屋川市地域福祉計画推進委員会 ・第5次寝屋川市地域福祉計画の策定に係るニーズ調査の結果について ・重層的支援体制整備事業に関する取組について
令和7(2025)年 1月30日	令和6年度第3回寝屋川市地域福祉計画推進委員会 ・第5次寝屋川市地域福祉計画の策定に係るニーズ調査の結果について
5月21日	令和7年度第1回寝屋川市地域福祉計画推進委員会 ・第4次寝屋川市地域福祉計画に位置づける事業の令和6年度取組について ・第5次寝屋川市地域福祉計画の骨子案について
7月30日	令和7年度第2回寝屋川市地域福祉計画推進委員会 ・第4次寝屋川市地域福祉計画に位置づける事業の令和7年度取組について ・第5次寝屋川市地域福祉計画の骨子案について ・第5次寝屋川市地域福祉計画の素案について
11月5日	令和7年度第3回寝屋川市地域福祉計画推進委員会 ・第5次寝屋川市地域福祉計画の素案について ・第5次寝屋川市地域福祉計画に位置づける事業案について
12月25日	令和7年度第4回寝屋川市地域福祉計画推進委員会
令和8(2026)年 2月2日～ 3月2日	パブリック・コメント募集
3月●日	令和7年度第5回寝屋川市地域福祉計画推進委員会
3月●日	計画策定

(2) 計画策定組織

○寝屋川市地域福祉計画推進委員会規則

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）第3条の規定に基づき、寝屋川市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）において高齢者福祉活動を行う団体の構成員
- (4) 市内において児童福祉活動を行う団体の構成員
- (5) 市内において障害者福祉活動を行う団体の構成員
- (6) 市内で活動するボランティア団体の構成員
- (7) 市内において医療活動に従事する者
- (8) 寝屋川市社会福祉協議会の構成員
- (9) 民生委員法（昭和23年法律第198号）第3条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第1項の規定により寝屋川市の区域に置かれた民生委員・児童委員

2 委員の任期は、2年以内で、市長の定める期間とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平27規則12・一部改正）

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総務し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出等の要求等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第7条 委員会は、審議の結果を速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(平28規則5・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年3月31日から施行する。

(経過措置)

略

附 則 (平成28年規則第5号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○寝屋川市地域福祉計画推進委員会委員名簿

令和8年1月1日現在

資格	委員会役職	氏名	団体名等
公募による市民 (規則第3条第1号)	委員	河瀬 洋子	公募による市民
	委員	木下 幹朗	公募による市民
学識経験を有する者 (規則第3条第2号)	委員長	岡田 忠克	関西大学 人間健康学部 教授
	委員	林堂 佳子	弁護士法人青雲法律事務所 弁護士
	委員	宮本 輝一	香里司法書士事務所 代表司法書士
市内において高齢者福祉活動を行う団体の構成員 (規則第3条第3号)	委員	近藤 明	寝屋川市老人クラブ連合会 会長
市内において児童福祉活動を行う団体の構成員 (規則第3条第4号)	委員	田中 啓昭	寝屋川市民間保育所協議会 会長
市内において障害者福祉活動を行う団体の構成員 (規則第3条第5号)	委員	朽見 圭子	寝屋川市障害者団体協議会 事務局長
市内で活動するボランティア団体の構成員 (規則第3条第6号)	委員	鈴木 久枝	登録ボランティアグループ 連絡会 副会長
市内において医療活動に従事する者 (規則第3条第7号)	副委員長	伊与田 賢也	一般社団法人寝屋川市医師会 常務理事
寝屋川市社会福祉協議会の構成員 (規則第3条第8号)	委員	松下 隆一	社会福祉法人 寝屋川市社会福祉協議会 副会長
寝屋川市の区域に置かれた 民生委員・児童委員 (規則第3条第9号)	委員	丸山 敏子	寝屋川市民生委員児童委員 協議会 会長

※寝屋川市地域福祉計画推進委員会規則第3条における規定順 (敬称略)

大西 正禮 (社会福祉法人療育・自立センター)	令和5年4月12日から令和6年6月19日
西尾 晴雄 (社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会)	令和5年4月12日から令和6年7月9日
明石 弘美 (公募による市民)	令和5年4月12日から令和7年3月31日
中島 順一 (公募による市民)	令和5年4月12日から令和7年3月31日
森田 正信 (登録ボランティアグループ連絡会)	令和5年4月12日から令和7年3月31日
乾 光江 (寝屋川市民生委員児童委員協議会)	令和7年4月10日から令和7年12月19日

○寝屋川市社会福祉審議会条例

条例第50号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、寝屋川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(調査審議事項)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項の規定に基づく児童福祉に関する事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定により合議制の機関の権限に属させられた事項

(専門分科会の設置)

第4条 審議会に、法第12条第2項の規定により読み替えられた法第11条第1項の規定により、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置くほか、法第11条第2項の規定により、社会福祉法人の設立認可等に関する事項を調査審議するため、社会福祉法人設立認可等審査専門分科会を置く。

(専門分科会の組織及び運営)

第5条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。
- 5 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）において調査審議する事項に関して諮問を受けたときは、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第6条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185条。以下「令」という。）第3条第1項に定めるもののほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。

2 審議会は、審査部会（令第3条第1項に規定する審査部会を除く。以下この項において同じ。）において調査審議する事項に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(委員等の守秘義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2・3 略

○寝屋川市社会福祉審議会委員名簿

令和8年1月1日現在

委員会役職	氏名	団体名等
委員長	青山 さつき	一般社団法人寝屋川市医師会 副会長
副委員長	塩見 恭平	はちかづき法律事務所 代表弁護士
委員	淡 秀子	寝屋川市母子寡婦福祉会 副会長
委員	乾 光江	社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会 会長
委員	岩渕 善美	平安女学院大学国際観光学部 教授
委員	岩本 澄子	寝屋川市民生委員児童委員協議会 副会長
委員	岡 庄吾	岡会計事務所 公認会計士
委員	岡 由美	寝屋川市議会 議長
委員	荻野 茂基	寝屋川市市政協力委員自治推進協議会 副会長
委員	久保田 健一郎	大阪国際大学短期大学部幼児保育学科 教授
委員	中西 利恵	神戸常盤大学教育学部こども教育学科 教授
委員	丸山 敏子	寝屋川市民生委員児童委員協議会 会長
委員	森本 雄一郎	寝屋川市議会 副議長
委員	山下 英三郎	一般社団法人寝屋川市医師会 常務理事

※役職及び五十音順

(敬称略)

中川 健 (寝屋川市議会) 令和7年4月22日から令和7年5月27日

高見 雄介 (寝屋川市議会) 令和7年4月22日から令和7年5月27日

中川 芳行 (社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会) 令和7年4月22日から令和7年12月19日

4 用語解説

あ 行

アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのことで、高齢者や障害のある人、外国人等を含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつき、利用できることを意味する。

NPO（NPO法人）

NPOは、Non Profit Organizationの略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を配分することを目的としない団体の総称。NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。

か 行

基幹相談支援センター

すべての障害のある人等が利用できる相談支援窓口として、障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な支援、情報提供、助言を行う機関。

協働

立場が異なる者が、一つの目標に向かって、それぞれの特性を生かして、役割分担しながら取り組むこと。

権利擁護

判断能力が十分でない人などの意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うこと。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）、苦情解決、運営適正化委員会などが規定されている。また、民法では成年後見制度が規定されている。

更生保護三団体

犯罪をした人や非行をした人を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けるボランティア団体のことを更生保護団体といい、本市は保護司会・更生保護女性会・BBS会、3つの団体が活動している。

子育て支援センター

厚生労働省が実施する地域子育て支援拠点事業の中の取組の一つで、子育てに関する相談支援や、子育て中の親子同士の交流、子育て情報の提供・発信など、様々な育児支

援を行う施設。

個別避難計画

高齢者や障害のある人等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、災害時に「どこに・どのように避難するのか」等を記載した個別の避難計画のこと。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

支援を必要とする高齢者や障害のある人、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援助者の課題を解決するため支援を行う者。

さ 行

市民後見人

家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般住民のこと。

重層的支援体制整備事業

介護、障害、子ども、生活困窮といった従来の分野ごとの支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かして、「属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」3つの支援を一体的に実施する事業。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として、都道府県、市町村に設置された社会福祉法人。

社会福祉法人

特別養護老人ホームの運営など、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めに基づき設立される公益法人の一種。

身体障害者手帳

視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語機能又はそしゃく機能、肢体(上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある人に交付される手帳。障害の程度によって1～6級までの6段階の区分があり、手帳の取得により障害の種別と程度に応じたサービスを利用できる。

生活困窮者

経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人や、経済的困窮に限らず、障害や精神疾患、ひきこもり、家族関係の問題など何らかの理由により

社会から孤立し生きづらさを抱えている人も含む。

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する人のうち、精神障害のため長期にわたり、日常生活または社会生活への制約がある人に交付される手帳。手帳には、障害程度により1級から3級までの区分があり、手帳を取得することにより障害の程度に応じたサービスを利用できるようになる。

制度の狭間

何らかの支援が必要であるが、既存の制度による支援を受けることができず、課題の解決が困難な状態のこと。

成年後見制度

判断能力が十分でない人などが、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産管理などの法律行為を家庭裁判所などにより選任された成年後見人などが本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行う。

た 行

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門職が、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などの様々な支援を行う機関。

な 行

日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない人などに、福祉サービスの利用に関する情報提供、手続きの援助、利用料の支払いや、日常的な金銭管理を行うことで、地域で安心して暮らすことができるように支援する事業。

は 行

パブリック・コメント

行政機関が政策の立案等を決定する際にその案を公表し、広く市民・事業者等から意見や情報等を求める手続きのこと。

バリアフリー

障害のある人、高齢者などの行動を阻害するような都市、環境、建築などの物理的な

障壁のほか、社会制度、意識面、情報伝達面等の障壁がないこと。

避難行動要支援者

要配慮者（高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者）の内、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

福祉サービス

行政や社会福祉法人・医療法人など法人格を有する団体・事業所が提供する高齢者福祉サービス、介護保険サービス、障害福祉サービス、児童福祉サービスなど。

保護司

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱され、保護観察官と協力して、主に保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動などの活動を行う人。

ま 行

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行う。

や 行

ユニバーサルデザイン

高齢者、障害のある人の利用に限定しない、最大限すべての人が利用しやすい製品や建築、空間、環境などのデザイン。「ユニバーサル」とは直訳すると「普遍的な」という意味。

ら 行

療育手帳

大阪府子ども家庭センター（18歳未満の人）または大阪府障がい者自立相談支援センター（18歳以上の人）において、知的障害と判定された人に交付される手帳。障害の程度によって、A、B1、B2の3つの等級に区分され、障害の程度に応じたサービスを利用できる。

